

令和8年2月20日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和8年2月20日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	関根浩幸君	2番	平吹淳君
3番	高嶋秀治君	4番	鈴木惠悦君
5番	伊藤牧世君	6番	柳田政喜君
7番	佐野善弘君	8番	赤坂芳則君
9番	吉田二郎君	10番	村松秀雄君
11番	山岸三男君	12番	前原吉宏君
13番	鈴木宏通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐野仁君
企画財政課長	小林誠樹君
企画財政課政策係長	高橋勲君
子ども家庭課長	齊藤眞君
子ども家庭課子育て支援係長	伊藤智昭君
防災管財課長	阿部伸二君
防災管財課長補佐	櫻井紳司君
防災管財課町営住宅係長	二郷浩和君
町民生活課長	遠藤孝光君
町民生活課主事	千葉哲也君
税務課長	門間裕匡君

税務課主幹兼国民健康保険税係長	堀 田 秀 一 君
教育委員会部局	
教育委員会教育長	伊 藤 克 宏 君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	佐 藤 功太郎 君
教育総務課総務係長	森 陽 祐 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 博 人 君
事務局次長兼議事調査係長	須 田 真喜子 君
主 事	佐 藤 理 子 君

議事日程

令和8年2月20日（金曜日） 午前9時00分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 第2次美里町過疎地域持続的発展計画（案）について
- 2) 第3期美里町教育振興基本計画（案）について
- 3) 美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業の実施について
- 4) 町営二郷第一住宅建替事業の見直しについて
- 5) 国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金について
- 6) 農林業系汚染廃棄物（稲わら）の処理について
- 7) 令和7年度空き家等アンケート調査の結果について

第4 その他

第5 閉 会

午前9時00分 開会

○議長（鈴木宏通君） おはようございます。

これより全員協議会を始めます。

本日、皆様のお手元には3月会議に関わる議案書等の書類等がございます。

それで、皆様には、本日、7件の協議について皆様に御説明を申し上げるということで始めたいと思います。

本日は、まず、皆さん今日、午前中、または午後からも様々な行事予定がございますので、皆様の御協力をもって進めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、町長からの……、大変申し訳ありません、その前に、本日、全員協議会、11番村松議員、遅延するという連絡を受けておりますので始めたいと思います。

まず初めに、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 皆さん、大変御苦労さまでございます。

今日は新しい議会になってから初めての全員協議会ということで、3名の方、よろしくお願いを申し上げます。

あと、今日は新春の集いもございますので、非常にタイトなスケジュールになっておりますけれども、皆様の御協力を得ながらしっかりと説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、第2次美里町過疎地域持続的発展計画（案）についてをはじめ7点でございます。

初めに、1点目の第2次美里町過疎地域持続的発展計画（案）について御説明申し上げます。

令和3年度に策定いたしました美里町過疎地域持続的発展計画については、計画期間を令和7年度末までとしております。このことから、令和8年度から令和12年度まで5年間を計画期間とする第2期美里町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。人口減少や高齢化の進行など、南郷地域を取り巻く環境は厳しさを増しております。引き続き南郷地域の持続的な発展を推進していくため、過疎地域における施策を体系的に具体化するものとして本計画を策定いたしました。本日はこの計画案の内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、2点目として、第3期美里町教育振興基本計画（案）について御説明申し上げます。

令和3年度に策定した第2期美里町教育振興基本計画について、計画期間を令和7年度末までとしております。このことから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第3期美里町教育振興基本計画を策定するものであります。なお、この計画は、美里町教育大綱を兼ねるものでございます。本日はこの計画案の内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、3点目として、美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業の実施について御説明申し上げます。

美里町独自の子育て支援施策として、令和8年度から小学校給食の完全無償化及び幼稚園、保育所等の給食無償化の実施を考えております。本事業の実施により、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て環境の充実を図ることで定住促進につなげてまいりたいと考えております。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、4点目として、町営二郷第一住宅建替事業の見直しについて御説明申し上げます。

美里町公営住宅長寿命化計画等に基づき、町営二郷第一住宅建替事業について計画してまいりましたが、事業費精査の結果、補助制度の不確実性や建設コスト上昇など、計画策定時から事業環境が大きく変化しているため、事業内容を整理し、町営二郷第一住宅建替事業の見直しを行うことといたしました。本日はその内容と今後の対応について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

次に、5点目として、国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金について御説明申し上げます。

子ども・子育て支援等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和8年1月15日に公布され、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金制度が新設されることとなります。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、6点目として、農林業系汚染廃棄物（稲わら）の処理について御説明申し上げます。

令和2年度から実施してきました農林業系汚染廃棄物の焼却処理につきましては、令和8年度末で全て終了する予定であります。また、濃度測定の結果、大崎地域広域行政事務組合の焼却施設において処理できないとされている稲わらにつきましては、先般、処理していただく処理業者と受入先が見つかったことから、当該業者と業務委託契約を締結し、当該業者が所有する処理施設において全量を処理いたしました。本日はこれまでの経過について御説明申し上げ

ます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、令和7年度空き家等アンケート調査の結果について御説明申し上げます。

令和7年11月1日から12月5日まで空き家610件の所有者を対象にアンケート調査を実施いたしました。その結果、418人の方から回答をいただき、その集計がまとまりました。本日はその内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。よろしくお願います。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま、村松議員が到着しましたので、本日の全員協議会、全員出席でございます。

続きまして、最初に申し上げます。副町長が10時から公務ということで、途中暫時抜けるということで報告を受けておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

それでは、早速、説明及び意見を求める事項1)第2次美里町過疎地域持続的発展計画(案)についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介等をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

企画財政課課長、小林誠樹でございます。

○企画財政課長（小林誠樹君） 小林です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 企画財政課政策係長、高橋 勲でございます。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上です。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明のほうをお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 改めまして、おはようございます。

第1点目になります。第2次美里町過疎地域持続的発展計画について御説明をさせていただきますと存じます。

お手元のほうには、概要版と計画書本体の2点を配付させていただいております。このいわゆる過疎計画でございますけれども、過疎計画につきましては、現在、パブリックコメントを実施してございまして、3月会議に追加提案で提出をさせていただき予定で現在進めてございます。

本日は、概要版を中心にその概要について説明をさせていただきたいと存じます。

説明につきましては、政策係長の高橋のほうから説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 企画財政課の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて御説明のほうさせていただきます。

それでは、第2次美里町過疎地域持続的発展計画（案）について御説明いたします。

本日は、A3カラー印刷の概要版で御説明のほうを行わせていただきます。

それぞれのカットの右下に番号を付番しております。この番号の順番で御説明いたします。

それでは、左上のカット（1）から御説明いたします。

1、計画の位置づけについてです。

人口減少や高齢化の進行など、南郷地域を取り巻く状況を踏まえ、過疎地域における施策を体系的かつ具体化するものとして第2次美里町過疎地域持続的発展計画を策定し、南郷地域の持続的な発展を推進するものです。

2、計画の期間についてです。

計画は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

3、過疎地域の要件についてです。

令和3年3月に旧過疎法が廃止され、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が制定されました。この新過疎法が定める過疎地域の中期要件が平成2年から平成27年の人口減少率が21%以上であることとなっております。南郷地域は、同期間の人口減少率が23.9%となり、要件に該当したため、一部過疎地域に指定されています。

次に、資料左下、カット2を御覧ください。

4、県内の過疎市町村についてです。

令和7年4月1日現在、県内では16の市町村が過疎地域に指定されており、そのうち一部過疎を有する市町村は、美里町を含め5市町村となっております。なお、近隣では大崎市の一部、加美町、涌谷町が過疎地域に指定されています。

次に、資料右上、カット3を御覧ください。

5、総合計画との整合性についてです。

令和7年12月に第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画を策定いたしましたが、総合計画と過疎計画は、いずれも地域の持続的発展を目指す計画であり、人口減少や少子

高齢化など共通する課題も多く、地理的にも重なる計画となっております。そのため、町全体を対象とする総合計画と南郷地域を対象とする過疎計画を別々に議論するのではなく、町の将来像の中に過疎地域の将来像も重ね合わせることが重要であり、総合計画と一体的に検討を進め、その中で議論、整理された内容性や方向性を反映し、計画全体の整合性を保って策定を行ってまいりました。

6、有利な財源措置の積極活用についてです。

新過疎法の期限は令和13年3月31日までとなっており、この間、過疎対策事業を積極的に展開して、地域活力の向上を図る必要があります。また、過疎地域の振興に係る財源措置を有効的に活用するためにも、総合計画との整合性を図ることが強く求められています。

次に、資料右下、カット4を御覧ください。

7、人口の推移と見通しについてです。

美里町全体の人口は昭和55年国勢調査人口の2万8,152人から令和2年には2万3,994人まで減少しております。若年人口が継続して減少する一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。南郷地域では、昭和55年の国勢調査人口7,865人に対しまして、令和2年は5,266人まで減少し、特に若年人口の減少率が高い傾向にあり、出生数の減少に加え、若者の人口流出の影響が顕著に表れております。

また、国立社会保障人口問題研究所が令和5年に算出した美里町全体の令和22年（2040年）の推計人口は1万8,554人であり、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

裏面を御覧ください。

左上、カット5になります。

8、前計画期間における取組についてです。

令和3年度から令和7年度にかけて、南郷地域では、新過疎法に基づく国の財政財政措置を活用し、生活基盤の維持や交通、医療、福祉の充実につながる事業を実施してまいりました。

5年間の総事業費は約9億3,227万円。うち過疎対策事業債の充当額は5億3,400万円となっております。

主な事業としまして、ハード事業としましては、町道整備、農業集落排水事業、放課後児童クラブ施設整備、幼稚園改修、テニスコート改修、十王山公園環境整備などを実施いたしました。

ソフト事業といたしましては、公共交通維持確保事業、デマンドタクシーの運行事業、また南郷病院施設運営支援事業を実施いたしました。

次に、資料左下、カット6を御覧ください。

9、前計画期間における目標達成状況についてです。

前計画におきましては、令和7年の目標人口を町全体で2万2,610人、南郷地域で4,997人に設定しております。これに対しまして、実績ベースとなります令和7年国勢調査人口、こちらの手元集計値では、町全体で2万2,162人、南郷地域で4,721人となり、目標と比べて町全体で448人、南郷地域で276人それぞれ下回る結果となりました。

また、分野別の目標については、16の目標のうち7つが達成見込みで、達成率は43.8%となっております。

次に、資料右上、カット7を御覧ください。

10、令和12年の南郷地域の目標人口についてです。

総合計画では、令和22年（2040年）の目標人口を1万9,306人と定め、その実現に向けた中間年次としまして、令和12年時点の人口を2万1,489人に設定しています。南郷地域の目標人口につきましては、令和7年国勢調査人口（手許集計値）を基礎とし、同時点の住民基本台帳人口から算出した地域別人口割合を用いて推計し、令和12年の目標人口を4,577人に設定いたしました。

11、南郷地域の持続的発展の基本目標についてです。

総合計画では、7つの心わきたつ未来目標を掲げており、人口減少や社会環境の変化が進む中でも、まだ見ぬ価値に挑戦し、美里町の新しい“好き”を生み出していくための指針としております。

南郷地域の過疎対策についても、これまでの重点的に取り組んできた生活基盤の維持、交通、医療、福祉の確保に加え、地域の特性や資源を生かした新たな価値の創出に力を入れてまいります。

特に、旧南郷中学校跡地の利活用については、地域再生の象徴的な取組として位置づけ、地域住民、企業、大学等との連携・協働による試行的な取組も含めながら、持続可能な利活用を具体化していきます。

次に、資料右下、カット8を御覧ください。

12、主な取組についてです。

令和8年度から令和12年度の本計画期間における主な取組を記載しております。

1としまして、移住定住の促進、人材育成といたしまして、空き家等利用促進事業としております。

2といたしまして、産業の振興では、農業の基盤整備としまして県営基幹水利施設管理事業、地場産業の振興として農産物直売所施設管理事業、3としまして、地域における情報化としまして、自治体DX推進事業等を記載しております。また、4としまして、交通手段の確保といたしまして、公共交通確保維持事業、6としまして、高齢者等健康福祉の向上として、配食サービス事業、高齢者等あんしん見守り支援事業、7、地域医療の確保として、南郷病院運営支援事業、8、生涯学習を含む教育振興として、南郷球場施設管理、そして、12、その他地域の持続的発展に関し必要な事項として、中学校跡地等活用推進事業を位置づけております。

本計画期間におきまして、これらの事業を展開し、南郷地域の持続的な発展を推進してまいります。

以上が第2次美里町過疎地域持続的発展計画の概要となっております。

説明については以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かございましたら。ありませんか。柳田政喜議員。

○6番（柳田政喜君） 大変御苦労さまでございました。

策定も大変だったなと思っているところでございます。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、この過疎債につきましては、これまで同様、町全体の事業の中で、南郷地域における事業に対して今までどおりと同じように使っていくということよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

過疎債につきましては、やはり南郷地域で展開する事業に対して充当していきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） そうしますと、細かい事業ですね、今説明あった配食サービス、高齢者等あんしん見守り支援事業等ございますけれども、そういうのも内部的には2つに分かれるような形というか、過疎債を利用できる部分とできない部分とで分かれてくるという形で、事業は1本でもそういう内容的には分かれてくるという形でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 過疎債についてはソフトとハードがございまして、今議員さん

の御質問の事例で挙げられたのがソフトの事業という形になるかと思えます。ソフト事業については、実際のところ、今現在南郷病院さんとかデマンドタクシーの運営に使っておりまして、ハードと違いまして、うちの町に配分されるのが大体3,500万円ぐらいなんです。その中で活用をハードは展開していますので、こういった、すみません、ソフトは展開していますので、例えば配食サービスが美里町全域があつて、議員さんの御質問、南郷地域分だけそこを使ったりできるのかということだと思ふんですけれども、それにも使えないことはないんですけれども、他の事業ではほぼ充足されてしまうという形になりますので、実際上は南郷地域単独のものに運営上は充当しているというのが現状でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） となりますと、この主な取組の中で書いてあることと違ってくるのかなと思っちゃうんですけれども。要は、全体的にこういう取組する中で、過疎債を優先的に使えるものには使ってしまうので、ほかの部分は町全体として取り組む、こういう部分を取り組みますよという内容でいいのかな、これに関しては。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 過疎計画については、過疎債を使うだけの事業の起債ではございませんので、地域全体で展開する事業をまず掲載をして、その中で過疎債が充当できるものについては充当していくという形で展開することになってございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 分かりました。

いや全体的に見てね、南郷町の過疎から来て、それを過疎債の利用ということの説明でしていたものですから、そういうふう感じたんですけれども、要は、町全体の中での地域持続的発展計画という形の中で過疎債に関してはそれを使うという形よろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 議員御質問のとおりでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。伊藤牧世議員。

○5番（伊藤牧世君） 2点お伺いします。

まず、前計画期間におけるというところで、これまで行ってきた前計画の内容、こちらのほうの評価とか、5及び6のカットのところで、大きなところあるんですけれども、このほかのところも全部評価されているかと思うんですが、そういったのは全部加味されて今回の第2次

ですね、こちらのほうに入ってきているのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

前計画期間における取組、また成果のあった部分、そしてまた課題があった部分あったかと思っております。それらを踏まえまして、また総合計画との整合性を図りつつ、今回計画を策定しております。具体的には、目標の見直しですとか、また、南郷地域で展開される事業を広く記載するようにしております。これらを広く事業等を記載することによりまして、過疎債を使える場合に、柔軟に広く活用できるように対応できるような形で、今回、広く事業を掲載しているところとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 関連なので次のところに行きます。

前回、初めての過疎計画が出たときに総合計画における個別計画となっておりますよというお話を受けていたんですけども、そのあたりが今総合計画においてやっていくところで、まだ多分総合計画のほうとの整合性というところは見ていないんですけども、そのあたりのところをちょっと説明をいただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

総合計画と本計画につきましては、一体的な検討を行って策定作業を進めてきたところがございます。やはり今後の計画につきましては、総合計画が町全体を対象とするものに対しまして、過疎計画は南郷地域にスポットを当てた計画となっております。

ただ、やはり共通する課題というものはあるものとなっております。人口減少や少子高齢化といったものは共通する課題となっておりますので、これらを町の将来像の中に過疎地域の将来像も重ね合わせることによりまして、一体的に進めていくことが重要というふうに考えてございます。

今回、この総合計画の策定の段階からこういった形で一体的な検討を進めまして、内容を整理して、今回の策定作業を進めたところとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） ちょっと補足をさせていただきます。

総合計画から見て、個別計画かという御質問でしたので、過疎計画、町の中では総合計画から見れば個別計画に位置づけしているということがございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 例えばで話をするんですけども、例えば、総合計画の中でもK P Iとか目標数値って持っていると思うんですが、例えば過疎計画の中でも分野別に持っていると思うんですよ。それで、例えばデマンドタクシー利用者であれば、それが令和6年で2,502人が例えば2,500人といった場合に、総合計画の中の数字が一緒になっているという考えでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 御質問にお答えいたします。

基本的には、総合計画の目標値K P Iと共通するものとして、そのうちの南郷地域の数値等を設定しているようなものとなっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。吉田二郎議員。マイクをお願いします。

○9番（吉田二郎君） 2点ほど。最初1点ずつ。

8の前計画期間における取組の中の、主な過疎対策ハード事業の中で、（3）の南郷放課後児童クラブ施設整備事業ありますよね。そこに事業費が1億2,050万円、過疎債の3,260万円を充当されたとなっております。私の思ったのとちょっと違ったのは、この放課後児童クラブ設置する場合、学校敷地内だと補助率90とか95が出るんだよというような、ちょっと私の思い違いなのか、実質そうじゃないのか、ここを教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回、議員おっしゃいますとおり、補助事業もこちらの事業の中に入っております、その補助裏の部分につきまして過疎債等を活用させていただいているところとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） そうすると、今日のちょっとテーマと違ってるんだけど、不動堂放課後児童クラブできました。今度、3月に小牛田の放課後児童クラブできる、ほぼできていましたけれども、これは90とかそういうのじゃなくて、南郷とまた違う補助率、同じ。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の過疎債につきましては、やはり南郷地域限定で打てるものとなっておりますので、ちょっと小牛田の放課後児童クラブのケースとは違ってくるものと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） そうすると、この過疎債というのは、事業をやりたい、やりますという
ようなときに取りつける過疎債、それとも、年間、美里町は何億円、財源として入ってくるも
の、どっちなのか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 過疎債については、基本的にはハードがメインになってくるん
ですけれども、その年、年で県内このくらい過疎地域があるものですから、ちょうど計画書
をお渡ししておりました計画書案の9ページ、10ページにこれまでの個別の事業の実績、活用実
績を掲載してございました。これを御覧になっていただきますとお分かりになりますとおり、
5年間で9億3,000万円、事業費ベースにして、過疎債の充当額がそのうち5億3,000万円とい
うことで、年間大体1億円程度の過疎債を使用してきました。

ただ、その年、その年で他の市町村とのバランスもございまして、多く美里町が活用する
ときもあれば、少なく活用になる、配分になるときもあるという状況の中で、これまで5年間は
実施してきているという状況となっております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） 分かりました。ありがとうございます。

実は、11の南郷地域の持続的発展の基本目標の中に、中段頃に、これまで重点的に取り組ん
できた生活基盤の維持や交通、医療、福祉の確保に加えて、地域の特性や資源を生かした新た
な価値の創出に力を入れていきますというような文言がありました。具体的にもう少し、ちょ
っとこれだけだと、はて何かなと思うんですけれども、これから8年度ではこれがやるんだぞ
といえばそれで結構ですけど、もしあれば教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和8年度からの予定といたしましては、その下段にございますとおり、旧南郷中学校の利
活用、こちらを重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

具体的としましては、やはり昨年、令和7年12月に宮城大学の学生さんから御提案等を頂戴
しております。それらを踏まえまして、地域住民、企業、大学等との連携、協働によりまして、
試行的な取組を含めまして、利活用を具体的に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。赤坂芳則議員。マイクをお願いします。

○8番（赤坂芳則君） 聞きたいことがいっぱいあるんですけどもね、一般質問でやるので、こ

こは適当に収めます。それで、前期計画の予算総額は、過疎債では5億3,400万円だけれども、後期のやつはどれくらいを見込んで考えているんですか。これから、具体化するのはいくらなんだろうけれども、おおよそでいいのでね。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

過疎計画についてのいわゆる財政計画的なものを個別にはつくっておりません。まずは事業をきちっとエントリーしていくという形でやっております。財政計画については12月に御説明させていただいた町全体の財政計画の中で管理してございます。

過疎債の実情については、特段大きい国の動きがあればなんですが、なければ、おおむねこの年1億円程度の活用という形になると思っておりますので、財政計画本体のほうでは、過去ベースを参考に、将来の過疎債の活用を推定しておりますので、その中で財政的な部分は管理していくという形になってございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） 言いたいこといっぱいあるんだけどね、後に回しますが、要は、人口減少ももちろん大きい影響、要素になっているんだけどね、やっぱりその中にここに心わきたつ未来目標というのが書いていますよね。そこにやっぱり住みたくなるまちと目標の2に書いてある。住みたくなる移住定住を促しますと、こうなっているんだ。だから、そういうのと、後で図面あると思うんだけど、住宅建設の据置きだか何だかというやつは、これらの中では含めでは考えていかないのか、総合的には。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

総合計画との整合も図りながらということで展開をしております。一つ、これは今後の対応を個別に検討していく中でも出てくるかなというふうに思っておるんですけども、12月に可決いただきました総合計画ですね、まずこれが前提となります。総合計画の中で、美里町が今後必要になってくる部分というのは、特に地域の色分けをせずに、これ逆に言いますと、旧町を乗り越えて美里町全体でその地域が持つ特性をどう展開していくかということを規定してございます。その中で、南郷地域が担うべきところという形で施策展開をしてみたいというふうに考えてございますので、必ずしも全部の施策を南郷地域で展開するということではなくて、その辺は町全体の施策を見ながら、南郷地域で展開すべきもの、あるいは他の地域で展開すべきものというのは整理をしてしながら進めてみたいというふうに考えております。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員。

○11番（山岸三男君） 今の説明は、とにかく過疎債の利用ということで、ここにハードとソフト、年間、5か年計画で9億3,000万円、そして過疎債事業費充当額が5億3,400万円。まあ過疎債を利用すれば確かに事業費としては、充当が5億3,400万円で済んだというんですけども、ただ、今説明だと、5年間だから、年間にすると大体1億円ぐらいの、要するに町の借金ですよ、これはね。その借金の、たしか1億円とは言いながらも、それで南郷地域の過疎債利用することでの、まず年間1億円ぐらいの借金払いをしていかなくちやならないということと、じゃあ、小牛田地域と、あとほかに今、南郷地域、小牛田地域ということでないという説明されていますけれども、ほかのいわゆる政策、施策の中の事業費というか予算的な部分に、借金を一応5億3,000万円の借金をします。町全体の総合計画の中での政策、施策に対するの負担といたしますか、事業費に対する予算の影響といたしますかね、その辺は、大きな影響は5億円ですから、5年間で5億円といえば、年間に1億円ぐらいの借金ということだと思わなければならないけれども、でも、ほかの事業に対してね、予算配分としての借金の、それから、今も実際払っていくわけですから、それは間違いなく増えることと、これから町全体の施策に対する影響といたしますかね、その辺はどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えいたします。

まず、過疎債については、充当率が100%の交付税措置が5年度措置で70%というのが過疎債でございます。簡単に、すごく簡単に申し上げますと、元金ベースでいえば、5億円の借金をすれば後年度の交付税措置で3億5,000万円がバックしてくると。実質負担は1億5,000万円程度になるというのがこの過疎債でございますので、町としましては、過疎債を有効に活用していくことが町の財政面でも影響はいいほうに向かうというふうに考えてございます。

ですので、過疎債がなければ、この5億円の負担、まるまる5億円負担になってしまうわけでございますので、そういった意味では最大限過疎債を活用できるような過疎計画をつくっておかなくちゃいけないというのも、また実情的にはそういった形になっておりまして、その関係もあって、どうしても計画書本体が総花的な計画にならざるを得ないというところは、そういった財政の活用面を考慮しますと、そういった可能性あるものは全部この計画にできるだけ多く入れておくというのが必要になってくるのかなというふうに考えてございます。

影響につきましては、過疎債を有効に使うというのが財政面ではいい方向に行くという影響だと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。では、ほかに。鈴木恵悦議員。

○4番（鈴木恵悦君） 何点かお聞きします。

まず、過疎持続発展計画、これ、根拠とといいますか、これは新過疎法に基づいてこの計画はつくらなければならないということになっているか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お答えいたします。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これに基づく計画となっております。

以上となります。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 後ろに計画冊子がつづられておりますけども、こういうものをいわゆる過疎に指定になれば、作らなければならないということでもよろしいんですね。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お答えいたします。

こちらの計画につきましては、個別、こういった計画のほうを策定することによりまして、先ほどお話ございました過疎債ですとか、そういった有利な財源を活用できるものとなっております。こういった過疎地域の発展をしっかりとめた計画を行うことで、財政的な有利な措置が受けられるものとなっております。

計画的には、必ずしも策定しなければならないものとはなっていない。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 解釈すれば、法的な根拠というか、必ずしも作らなくてはならないものではあるけれども、作れば、県、国なりに説明するのに分かりやすく説明できるとか、そういう面での有利さがあるということですかね。どういうことですか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 法令上は義務規定ではなくて、努力義務になってございまして、策定する、しないの最終的な判断は市町村になっているという形になってるという理解してございます。

その上で、この計画がなければ、逆に言うと過疎債使えないという形になりますので、過疎債を使いたいのであればこの計画つくらなければいけないという形の法律の形態になっているという形です。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） それで、今回が第2次ということになるんですけども、第1次については総括されたのかどうかお聞きします。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お答えさせていただきます。

今回、計画書の中におきまして、前計画における取組の概要、また目標の達成状況というところでお示しのほうさせていただいております。こういった達成状況等、また取組の概要を精査、検証することによりまして、今回、新たな計画期間の内容を改めて策定したとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 総括されたということだと理解しますが、今回の第2次において、第1次と比べて変更になったといたしますか、追加されたといたしますか、改定されたというか、大きい部分でいいんですけども、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お答えいたします。

やはり今回、目標の達成状況等も見まして、目標自体の見直し等を行っております。こちら人口につきましてもそうですし、個別の分野別の目標につきましても見直しを行っております。また、そこに総合計画との整合性も図る目標設定をしているところとなっております。

また、前計画に比べまして、掲載している事業数を増やしております。過疎債を有効的に、また柔軟に活用するために、多くの計画を記載しているところとなっております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） ちょっと抽象的で分かりにくいところがあったんですが、具体的に目玉というか、そういうものと言える部分があれば。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お答えいたします。

具体的な事業の計画の柱となるような事業というようなイメージかと思えます。

やはり、今回、総合計画に掲げております心わきたつ7つの未来目標、こちらの実現というのをしっかりと南郷地域においても体現していく、これがやはり一つの大きな柱になってくるというふうに考えております。

先ほどまたお話もございましたが、その中で、南郷地域、南郷中学校の再生、活用というの

が一つ大きなポイントになってくるというふうに思っております。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 今の南郷中学校の再利用、再活用というお話ありましたけれども、私もこの後ろの冊子、さっとですけれども目を通させていただいたんですが、南郷高校の跡地利用というのは、これ県ではあるんですけれども、大きくこの南郷の、何ですかね、変化する一つのものになると思うんです。これに触れなかったというのはどういうことかお聞きしたいんですが。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 南郷高校の閉校後の活用ということでございますけれども、他の町有財産とももちろん違いまして、県の、まだ原資産でございますので、現状で南郷高校の跡地の活用について、本町の過疎計画でうたうというのが、また適切ではないかなということで、その点の取扱いは今回はしていないということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので、以上とさせていただきます。もし疑問点、またはいろいろ考える点がございましたら、一般質問でもいろいろとまたやっていただければと思います。

では、説明を以上で、1)の第2次美里町過疎地域持続的発展計画については以上といたします。ありがとうございました。

では、説明員の交代をお願いいたします。

それでは、引き続き、2)第3期美里町教育振興基本計画(案)についてに入ります。

では、総務課長をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、出席者を紹介させていただきます。

最初に、教育委員会教育長、伊藤克宏でございます。

○教育長（伊藤克宏君） よろしくをお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、教育委員会事務局長兼教育総務課長、佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤功太郎でございます。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、教育総務課総務係長、森 陽祐でございます。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） 森です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速説明のほうお願いをいたします。伊藤教育委員会教育

長。

○教育長（伊藤克宏君） 改めましておはようございます。よろしくお願いいたします。

議員の皆様、本日は説明の機会をいただきありがとうございます。

第3期美里町教育振興基本計画（案）について、教育委員会から御説明させていただきます。

令和3年度に策定した第2期美里町教育振興基本計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期計画の内容を踏まえて、第3期美里町教育振興基本計画を策定するものであります。

この計画は、町長が定める教育大綱と教育委員会が定める教育振興基本計画を兼ねるものでありますことから、総合教育会議において協議、調整をいたしてございます。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

教育振興基本計画の概要については担当の森係長から、計画の推進のための新規プロジェクトについては佐藤事務局長から御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） 私から、第3期美里町教育振興基本計画の概要について御説明させていただきます。（「着座にて説明いただきます」の声あり）

資料は、A4判の1枚物の資料と計画案になります。

まず、こちらの計画案なんですが、現在、パブリックコメント中でありまして、（案）というふうにさせていただいております。

パブリックコメントの意見を踏まえ、変更が生じる余地はありますが、基本的には総合計画、それから国、県の教育振興基本計画に準拠しておりますので、骨格には変更がないと考えられますので、本日御説明をさせていただくものでございます。

それでは、資料の1点目、計画の位置づけでございます。

計画の1ページ目をお開きください。

本計画は、記載のとおり3つの性質がございます。

1点目が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、町長が定める教育、学術及び文化の振興に関して定める総合的な施策の大綱、教育大綱というものでございます。

（2）が教育基本法第17条第2項に基づき、教育委員会が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画、これが教育振興基本計画でございます。

続きまして、3番目が第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期計画の分野別計画と位

置つけられております。

(1)、(2)につきましては、根拠法令と策定主体が別ではございますが、文部科学省からこれらを統合して定めることができるという考え方が示されております。

(3)につきましては、美里町総合計画で定められました内容を踏まえ、教育分野の内容をさらに掘り下げて網羅的にまとめた計画ということで位置づけております。

続きまして、2点目の計画期間ですが、本計画は令和8年度から令和12年度までの5年間といたしております。

計画の5ページをお開きください。

美里町の目指す教育理念ということで「ともに学び ともに育つ 心わきたつ学びと人づくり」という理念を掲げさせていただいております。

第3期総合計画では「新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ」というスローガンを掲げておりますので、このスローガンを教育分野で実現するために、このような理念を掲げさせていただきました。

計画全般にわたってこの理念を実現できるよう、各施策に反映をさせております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。

施策の体系として、4つの柱を掲げております。

施策1、学校教育の充実、施策2、学びのセーフティネットの構築、施策3、教育を振興するための基盤整備、施策4、生涯学習の充実ということで、この4つにそれぞれ実現するために具体的な取組を定めております。

続きまして、7ページをお開きください。

重点的に取り組むべき施策として3つの施策を掲げております。

(1)美里中学校を核とした学校と地域の連携、生涯学習の取組、(2)美里町立小学校の在り方の検討に対する取組、(3)美里町立幼稚園の在り方の検討に対する取組ということで、中学校、小学校、幼稚園のそれぞれの分野において主要な課題を解決するための取組を定めております。

(2)、(3)につきましては、少子化や施設の経年劣化を踏まえた在り方の見直しというものでございます。

これらの重点施策に関しましては、プロジェクトを立ち上げて実施する予定としておりまして、後ほど事務局長のほうから御説明をいたします。

8ページ以降になりますが、各施策の具体的な取組について、基本方針、施策の展開、施策

の指標を定めております。

主なものを御説明いたします。

9ページをお開きください。

学校教育の充実の（3）地域連携による学校支援でございます。

こちらは、目指す教育理念に関する取組の一つでございます。

主な活動は、コミュニティ・スクールの関係なんですけれども、まずは美里中に導入しているコミュニティ・スクールを充実させるということ、それから、小学校においてもコミュニティ・スクールを導入することを進めてまいります。

施策の指標としましては、記載にありますとおり、小学校におきましても計画最終年度の令和12年度には全ての学校でコミュニティ・スクールを導入したいと考えております。

続きまして、18ページをお開きください。

下のほうですね、18ページの下のほう（6）今後の小学校の在り方検討ということで、教育の振興の基盤整備に関する施策の中の一つの取組でございます。少子化の進行と経年劣化の状況を踏まえて、小学校の在り方を検討してまいります。

次のページをお開きください。

施策の指標ということで、目標といたしましては、令和12年度には全ての小学校で今後の在り方、それから方針を定めるということを目指してまいります。

次に、20ページをお開きください。御覧ください。

生涯学習の充実に関する取組の（4）美里中学校を核とした生涯活動の推進でございます。

こちらは重点施策の関係の取組でございます。地域に開かれた学校である美里中学校を活用して、新しい生涯学習の場を創出したいと考えております。

子供たちと住民がつながる「みんなの学びの場」から町の未来を描く力を育てまいります。

22ページをお開きください。

計画の推進と進捗管理に関するものでございます。

この振興基本計画は、総合計画の実施計画、それから施策の成果の作成ということで進捗管理を行ってまいります。

また、地教行法の規定に基づく教育委員会の点検評価と、こういうものもあるんですが、こちらと連動させてより効果的な運用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、下に、3にあります児童生徒アンケートの活用ということで、児童生徒の声を施策に反映させるためにアンケートを取ってまいります。

アンケートにつきましては、一番後ろのページに資料として添付いたしております。

1枚物の資料のほうにお戻りください。

6の策定経過・スケジュールでございます。

本計画は、総合計画の策定と並行して案の作成を進めてまいりました。総合計画の内容が固まった段階で教育委員会定例会でも協議をいたしております。

また、1月には、総合教育会議で、町長、教育委員会の双方の協議を行っております。

現在、2月の9日から3月10日までパブリックコメントの意見募集をしております。現時点では、意見は出されていないという状況でございます。

この計画自体は議会の議決事項とはなっておりませんので、3月に教育委員会の定例会で最終決定をしたいというふうに考えてございます。

概要につきましては以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） それでは、私のほうからA3判の資料を使って御説明をさせていただきたいと思っております。

表題が美里町総合計画・美里町総合戦略、美里町教育大綱・美里町教育振興基本計画の着実な推進に向けた取組についてというもので説明をさせていただきたいと思っております。（「着座にて」の声あり）

着座で失礼いたします。

まず、目的でございますけれども、総合計画、総合戦略、あと、ただいま御説明いたしました教育大綱を兼ねた教育振興基本計画を着実に取組を推進して、美里町が目指す教育であります「ともに学び ともに育つ 心わきたつ学びと人づくり」の実現というものに寄与することを目的としているものでございます。

2つ目が、新総合計画及び新教育振興基本計画の構成ということでございます。

これは、内容につきましては、一体のものということでつくらせていただいているものでございまして、新総合計画におきましては、7つの心わきたつ未来目標というものを設定いたしまして重点的に事業展開をすることとしております。

教育分野に関する政策につきましては、第2章の心わきたつ学びと人づくりというところに位置づけられておりまして、その中の政策2の教育の振興におきまして、施策7、学校教育の充実から施策10の生涯学習の充実までの4施策について記述しているものでございます。

新教育振興基本計画は、新総合計画と連動しておりまして、教育施策をより具体的かつ効果

的に推進するために策定するものでございます。

あとは、各施策の詳細な内容に加えまして、先ほど御説明させていただきましたけれども、計画の推進方法、進捗管理についても定めているものでございます。

3つ目でございます、重点的に取り組むべき施策ということで、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですが、3つの点を掲げているということでございます。

まず1点目が、美里中学校を核とした学校と地域の連携、生涯学習の取組というところでございます。

これにつきましては、現在もですが、まちづくり推進課の生涯学習の部分と絡む部分もございますので、進めているということでございます。

これは、以前にちょっとお話をさせていただいておるんですが、美里中学校を中心とした生涯を通して学び楽しむプロジェクトというプロジェクトで進めておりまして、学校内に設置いたしました地域学校連携室を軸に学校と地域をつなぐ取組、あと生徒の主体的な活動支援、住民等を対象とした研修会や学習機会の提供などを行ってきてございます。

これらの取組ですね、手探りの中でいろいろ進めておるんですが、さらに充実させていきたいというふうに考えておりまして、ここに2点挙げさせていただいております。

これまで取り組んできたコミュニティ・スクールですね、学校運営協議会を中心に、地域学校協働活動、まだなかなか強化されていない部分はあるのですが、こういう部分を推進して、学校とともにある学校運営を推進していきたいと、していくということでございます。

2つ目が、学校内にありますまちライブラリーというスペースでございますけれども、そこを情報発信、情報交流の場として機能をさせていきたいというところ。多様な主体との連携をして、住民の生涯学習活動も推進できればと、していきたいというふう考えているところでございます。

2つ目が小学校の在り方の検討に関する取組でございます。

児童数の減少につきましては、大分急速に進行しているというところがございます。児童の教育環境の充実を図るために、次のここにある2点を中心に小学校の在り方の検討を進めていきたいと考えております。

まず1つ目が、美里町立小学校につきましては6校ございますが、不動堂小学校以外は全て1学年1学級というようなところになっておりまして、中塚小学校では、今年度から、前年度からですね、複式学級、7年度から複式学級が開始されている状況でございます。

こういうようなことを踏まえまして、対応策について検討を進めていくというところでござ

います。

2つ目が、小学校施設もやはり大分経年劣化が進んできているところもございます。安全安心な教育環境を確保し続けていくために、効果的かつ効率的な施設管理についての検討も併せて進めてまいりたいと考えているところでございます。

3つ目が、幼稚園及び保育所の在り方の検討に関する取組というところでございます。

幼稚園及び保育所につきましては、町の方針といたしまして、認定こども園化を進めるというところ、さらには民営化も視野に入れて取組を推進することというふうになっているため、ここに挙げた2点を中心に在り方について検討を進めていきたいというところでございます。

1つ目が、民間を含めた幼稚園、保育所、認定こども園等の状況を踏まえまして、どのような教育・保育環境が望ましいかにつきまして、実情を調査しながら、そしてその方向性について検討を進めてまいりたいと。

2つ目が、幼稚園施設につきましては比較的新しいというところはあるのですが、今後の様々な検討状況を踏まえながら、適切な施設管理についての検討も進めてまいりたいというところでございます。

4つ目、一番下になりますが、教育施策の推進体制等の強化ということでございまして、重点的に取り組むべき施策の(1)美里中学校の部分につきましては、既に配属している地域プロジェクトマネージャーを中心に取組を進めていきたいというふうに考えております。

2つ目、(2)、(3)につきましては、仮称でございますけれども、美里町立小学校・幼稚園・保育所未来構想プロジェクトというものを立ち上げまして、専門的な知識や経験を有する地域プロジェクトマネージャーを教育委員会に配属して実情の把握を進めて、今後の方向性について検討いたしまして、必要な取組を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

地域プロジェクトマネージャーというものにつきましては、町が取り組む地域活性化につながる重要プロジェクトを推進する際に任用できるものでございまして、国の総務省管轄になりますが、財政措置、特別交付税措置が講じられるというものでございます。任用期間につきましては、おおむね3年以内となっております。任用できるのは1市町村で2名までということでございまして、措置内容につきましては、報償費等ということで、各種手当等を含む人件費というところになっているものでございます。

今後、しっかりと総合計画、教育振興基本計画を推進するために、必要な内部連携ですね、まずまちづくり推進課、子ども家庭課等ともしっかり連携しながら着実に取組を進めてまいり

たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等ございましたらば。何かありませんか。佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 重点的に取り組む施策の中の小学校の在り方の検討に関する取組というように、非常に児童数が、この2ページにもあるとおり、非常に減っている状況でございまして、7年度からひよっとしたら中塚小学校は1、2年ですかね、複式学級になっているというふうなことで、これがずっと続くような状況だと思われまして、この推移を見ますと。ですから、この辺の内容、やっこの小学校の在り方の検討に関する取組というのが重点施策に出てきたんですけれども、その中で、地域プロジェクトマネージャーというふうなことで、そういうふうなことを置いて、検討するということなんですけれども、具体的にその辺のスケジュール、早急に私としてはやっぱり子供の、児童の教育環境を充実、ずっと複式学級がいいとは私は思って、男女の人数を見ますと、例えば6人中5人が女性とか、そのような状況でございまして、果たしてこれがいいのかというのは、私、非常に疑問を持っているものですから、その辺を具体的にスケジュールなり早急にして、やっていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

まず、今おっしゃられたような現状もありまして、やはり早急に検討をしていく必要があるということでございます。

それで、まず、今の予定ですと今度の教育委員会でもその複式学級の状況を確認するようなことも、2月の教育委員会の中でやっていくというようにも考えておりまして、今後、様々な児童数の減少状況、あとは様々なこれまでの実例ですね、ほかの関係の実例等々もございまして、そういう資料をそろえながら、まずは基礎資料をしっかりとそろえた上で、教育委員会の中でスケジュールを、まだ細かいスケジュールは設定しておらないのですが、今後早急に見通しを立てながらスケジュールを立てて進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 早急に対応よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。高嶋議員。

○3番（高嶋秀治君） 関連で申し訳ありませんが、大変小学校の児童が減少している状況は、この数字からはっきり分かって、対応しなければならないというのは理解はできます。ただ、地域から小学校がなくなるということは、その地域にとって大変な状況になるということを皆さんも御存じだというふうに私は理解しているところですが、やはり地域の住民の皆さんの意見をよく聞いて、その進め方については、進めていただければなというふうに、要望でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木宏通君） 意見として受けていただければ結構ですか。（「はい」の声あり）

ほかに。隣でまず、鈴木恵悦議員。

○4番（鈴木恵悦君） 基本計画の19ページの上のほうに表がございまして、小学校の今後の在り方についての方針、再編を含めた小学校の今後の在り方、施策の長寿命化の方針を定めた学校数、これ6校を対象に、令和12年目標値ということですがけれども、これから、要するに8年度から始められるんでしょうけれども、4年くらいかけて、その施策をまとめるということに理解していいですか、この令和12年度まで、そういう意味でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

この件につきましては、やはりまずは先ほどお話もありましたけれども、地域との関わりが非常に重要になってくるということもございまして。それで、まずはしっかりと資料をそろえながら方向性をまず定めてまいりたいなというふうに思っております。今おっしゃられたように施策の方向性がいつかと、方向性を定める期間がなのかというお話なんですけれども、こちらとしいたしましては、なるべくしっかりと取り組ませていただいて、まずは声をしっかりと聞きしながら、そしてどういう形が望ましいのかというところがしっかりと丁寧にやっていかないと駄目なのかなというふうに思っております。定めないわけではないんですけれども、町といたしましては、今期間でなるべく方向性を早く出して、それに向けた取組が進められればなというふうに考えておまして、ちょっと今後の進捗を見ながら、その時点時点である程度工程を調整しながら、進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 令和12年と言いながらも、若干のその変化はあるというふうに理解しました。

それで、A3のほうの4の部分ですか、一番下の部分、それと関連するんですけども、地域プロジェクトマネージャーを立ち上げて、専門的な知識及び経験を有する地域プロジェクトマネージャーを配属すると書かれているんですけども、これは要するに民間の方々に入っただけ、あるいは、学識経験者とか、それから地域の方とか、そういう組織のぼんやりとしたものは出来上がっているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 実は、プロジェクトマネージャーにつきましては、公募をするというふうに考えておまして、こういう取組をする際に、やはり学識経験というか、ある程度小学校に対する知識、内容に対する知識であったり、幼稚園に対する認識等々、そういうものを持っている方、民間の方をお願いするような形で、これから公募をして、その中から選考をさせていただくような形で進めたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） この全体を見ますと、要するに施設、それから子供の減少ということが大きくクローズアップされた内容になっているんですけども、もう閉まったといいますか、小学校も統廃合というような言葉も聞かれてるんですけども、これだけの文書が出ているということは、内部ではかなり詰まった意見とか出されてるかどうか、その辺。教育委員会の中とか、教育委員会、定期的に開かれていると思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） この内容につきましては、教育委員会の中でこれを定めたというか、教育委員会の中で協議をいただいて、こういうふうに進めていきましょうというところで合意しまして、その上で、総合教育会議で町長のほうともこの内容で調整をして進めてまいるということでございまして、現在のところ具体的な検討についてはまだ進んでいない状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 分かりました。

それで、幼稚園ですね、これは多分にあれで、やはり子供の減少があると思うんですが、その辺も含めてこのプロジェクトマネージャー、プロジェクトを立ち上げるということで、あるいは幼稚園の統廃合って、まだ言うてはいけないんですか、ということもこれから検討、議論されていくということで理解してよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） おっしゃられるとおり、様々な選択肢があるというふうに思っております、なるべく検討漏れがないように、いろんな可能性をしっかりとまず検討しながら、丁寧にあるべき方向性を探って、しっかりと定めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。平吹議員。

○2番（平吹 淳君） 新人の平吹です。よろしくお願いします。

この教育に関しましては、本当に一般質問でかなり私、出そうかと思っておりましたので、今日は簡単にお話しさせていただきます。

まず、16ページの教育の振興に関する中で、働き方改革ということを書いていると思うんですが、今後、教科書もデジタル化になってきます、32年だったと思うんですが、こちらの生徒たちのために、先生方の向上を目的とした研修というのはどういうことを行っていくのか、ちょっと教えてほしいです。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 16ページの教育DX及び教員の働き方改革の推進ということで、今月の校長会議で、県のDXアドバイザーをお呼びして、今、研修をしたところでございます。今後、その研修を受けたことを基に、各学校で働き方改革の推進、その推進には、デジタル化が必須であるということで、今も各小学校、中学校で、もう出席・欠席の報告の方法はスマートフォンでできる形とか、このような形で、どんどん朝に電話を受ける回数を少なくしたり、デジタル化を進めているところでございます。

今後、様々な取組の実例を各学校で導入しながら、子供と触れ合える時間をもっと増やせるように、働き方改革を進めてまいりたいと思っております。研修は次年度も続けてまいります。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹 淳君） 働き方改革では分かるんですけども、今後、教科書もデジタル化になってまいります。その上で、先生方の質を向上するために、要は、この先生から教えられたら分かるんですけども、この先生だったらちょっと分かりづらいというようなことも今後出てくるかと思うんですね。その場合の教員の研修というのを今後考えていっているのかを聞いたかったです。すみません。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 教員の指導力向上については、今年度も様々な機会を捉えて行っているところでございますけれども、やはり教員の一人一人の特性とか、これから新たに4月から美里町に配属される教員等々もございますので、年度年度で丁寧に指導力の向上はOJTでやってまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹 淳君） それでは、そのあたりはすみません、よろしく願いいたします。

2点目になりますけれども、コミュニティ・スクールの件についてちょっとお尋ねいたします。

コミュニティ・スクールの中に、今、美里中学校は導入しております。教育委員会さん、学校の先生方、地域の方、保護者の方、こちらの方々が、学校運営協議会と地域学校協働本部の違いを全て分かっていて、それが統一されているのかお聞きしたいのですが。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

全て分かっているかと言われますと、ちょっとその辺は図りかねる部分はあるのですが、基本的にはまずコミュニティ・スクール、学校運営協議会につきましては、学校運営に関する部分、あと地域学校協働活動につきましては、実際に活動していく部分ということになりますので、その辺はまだ十分に浸透していない部分があるのではないかなというふうに思っております。

今の活動につきましても、まだまだ不十分なところというんですかね、手探りのところがございますので、今後そういう部分をしっかりと説明しながら、充実させていくと。その役割が地域学校連携室だと思っておりますので、その辺でしっかりやってまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹 淳君） そのあたりは重々、言っていただければなと思いますが、今後、小学校においてもコミュニティ・スクールを導入する予定ということでもあります。中学校のようにつくってしまっていて、さあどうしようではなくて、小学校に導入するのであれば、きちんとした内容をつくった上で導入することが望ましいと思いますが、その件に関しましてどのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 小学校の導入に関しては、議員おっしゃるとおり、きちんとした計画、

見通しを持って進めてまいりたいと思います。

次年度、パイロット校を1校設定しまして、美里中学校の動向を見ながら、小学校でコミュニティ・スクールの在り方をどうすればいいか、地域連携室のアドバイスも受けながら、まず1校を導入して、それを他校がよく見守り、校長同士が情報共有をし、その次の導入に向けていくという形で、丁寧な形で1年間準備を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹 淳君） ありがとうございます。

そのときに、プロジェクトマネージャーが2人ということのようなんですが、これは多分小学校と幼稚園というふうに分けていくのかなとは思いますが、今後、全小学校がコミュニティ・スクールとなった場合に、今、美里中学校で導入しております中のコーディネーターということで6人、新たにまた置くのか、そのあたりをお聞きしたいのですが。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） お答えいたします。

コーディネーターに関しては、まずパイロット校1校でまず考えながら、もしかすると地域的には兼務もできる可能性もございますので、順次展開していくという形を取らせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹 淳君） ありがとうございます。

あとはちょっと一般質問でいろいろ質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありますか。吉田二郎議員。

○9番（吉田二郎君） すみません、1点。

アンケートの件についてお尋ねしますけれども、この目的に、学校経営の方向性について検討するための材料にするというような、ありますけれども、このアンケートで、今回出されるアンケートの内容で、そういうふうな方向性が見いだせるというか、あるのか、ちょっとそこ。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 1枚物のアンケートでございますけれども、これについては、設問によって数値が出たもので、教員が自分の指導方法を振り返ることができ、学校全体としては学校経営を大きく評価することができるものということで設定しているところでございますけれども、それが大きくあと教育委員会の評価にもリンクしていくという形なので、例えば1番の

教員との人間関係、この設問でどれぐらいの満足度があるかということで、やはり教員も自分自身の在り方を考えられるし、あと、私どもも町の教員がこのような形で子供と接しているというのを数値として把握できるようにアンケートを取っておりますので、先生方、学校でも十分このアンケートで自身の教育を振り返ることができるものだと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） 当然、町内に小学校6校、中学校1校ですけれども、各学校でのばらつきというか、いろいろな変化があると思うんですけども、それは学校独自の判断で、教育委員会のほうではそういうふうに、教育委員会のほうではそのように捉えているということでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） おっしゃるとおり、学校ごとにやはりばらつきは出てくるところでございます。1クラスの在籍数も大きく関わりますし、様々な家庭環境を踏まえながら教育をしているところでございますけれども、どうしてもばらつきが出てくるので、そこら辺あたり、私どもも学校のばらつきを踏まえながら、課題と見られるところは改善すべきということでアドバイスをしたり、支援をしたり、考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） このアンケートは、無記名でさせるのか、児童名、生徒名を入れてアンケートを取る方向になっているのか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） これも実はIT化で、子供たちは全てタブレットのアンケート集計で自動集集計できるようになっているところでございます。ですので、基本的には無記名で参加しておりますけれども、どの子がどのような回答をしたかというのは追跡して分かるところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） 分かりました。

これは学校でタブレットを操作させるのか、家庭に持ち帰って、親御さんとかいろいろな人たちと話し合っって記入させるのか、その記入の仕方というか、場所的に。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 詳細、詳しく、後で確認したいと思いますが、基本的には、授業中にタブレット授業というか、学校の生活時間中に入力できることはできますので、ほとんどやっ

ていると思いますが、低学年の児童に関しては、学校ごとにちょっと取組方に変化があると思っております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） この回答されたのは、当然、学校で取りまとめをするでしょうけれども、これは教育委員会のほうにも当然、その集計されたのは、提出が、教育委員会のほうでも当然分かるというか、知っている情報ですよ。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 学校ごとの集計、成績については、教育委員会でも把握しております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） 集計されたのは、ホームページとか一般的に公表をされる予定なのか、それとも、もう内部でというか、教育委員会まででストップするのか、そこはどのようなふうに考えていますか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 今までは、今までもこれ定期的にとっているものですがけれども、外部に公表したことはございません。教育委員会内部、もしくは、あと学校内部で、自己改善のために活用しているという形でございます。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） この設問事項というのは、国の方針でこの内容が決めてよこされるのか、あるいはこれ、美里町の独自の設問事項になっているのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 設問に関しましては、様々な状況を踏まえながら、町の実情に応じた、また、この計画の施策に応じたもので調査をするようにしておりますので、町独自の色合いが濃いです。（「よろしいです」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありませんか。伊藤牧世議員。

○5番（伊藤牧世君） 4点お願いいたします。

まず、内容的な見方なんですけれども、計画書2ページ、例えばこちら、学校に登校しない児童生徒の増加というところで、相談体制の充実、多様な学びの場の確保などというところが入っています。これに関して、14ページ、学びのセーフティネットの構築というところが関連しているのかなと思います。

施策の展開という中に、例えば、フリースクール等の民間施設を含めた関係団体と連携の、

その関係団体及び次の支援体制の構築といったときの支援体制、また、その下にあるところでの、例えば地域資源の活用とした地域資源という、そういったキーワードが出てきたときに、支援の体制だったり、関係団体とかのお話があった場合には、体制が構築されているものとしているのか、または構築することをもう前提として考えられているというところで私のほうで受け止めていいのか、これからそれらを構築していくとか、関係団体というところを今から選んでいくとか、そういったことではなく、ある程度もうこういった体制の中でやっていくという、ここに詳細はないんですけども出来上がっている中でやっていきますよという内容で把握してよろしいのかをお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） この学校に登校しない児童生徒への対策ということで、今、関係づくり、支援体制づくりの構築をしているところですが、順次拡大中ということでございます。

参考程度に、今月もフリースクールの方々と学校と保健福祉部というか子育て部と私どもと一緒に集まって打合せをしたところでございますので、今後も様々な誰かとつながっていると感じられるような支援体制を広げていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） それでは、2つ目になります。

4ページ、2のこれまでの取組というところなんですけれども、5項目ありまして、その下に施策の指標と状況ということで、満足度としてまた5項目での表があります。

こちらのほうなんですけれども、8ページから始まる施策の展開の中で、K P Iの考え方ですね、数値として、多分評価として持っていくんですけれども、もともとの目標が数値化されていると簡単なんです、アンケート等の評価だけであると、母数的な問題とかもあって、これはもともとの評価の考え方なんですけれども、そういったときに、この最終的な評価として客観的な判断とか、もう少し広い展開とか方針とか、広い中での指標というのは狭い回答になってると思うんですね。そういったところでは、やはり大きく基本方針というところで、この施策の指標の結果だけではなく、検討をされる状況になっているのかどうか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） お答えいたします。

前期計画は、施策の満足度ということでアンケートのみで実施をしていたところではございますが、町全体の総合計画・実施計画の考え方で、なるべく客観的な数値にするというような方向で、今回は計画をつくったところでございます。

できるだけ客観的な数字で目標を立てているところではあるんですが、必ずしも分野によっては数値が、客観的な指標が立てづらいものがございます。具体的に言いますと、例えば8ページの豊かな心の育成というような分野になりますと、やはりどういった児童生徒が心が育ったのかというのが、なかなか客観的な指標が立てづらい、やはり子供たちがどう考えているのか、どう思っているのか、そういう部分を重視したいというふうに考えまして、このような設定をしたところでございます。

現在、基準値がない状態ではあるんですけども、このアンケートに関しましては、全国学力状況調査の際に、それと併せて実施しているアンケートがあるんですけども、その結果、類似の回答の結果を踏まえて、今回このような目標値に設定をさせていただいたところでございます。

今後、アンケートを毎年取っていきますので、その状況を見て、さらにこの目標値を見直してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 3点目になります。

18ページ、（4）の部活動の支援、地域展開の推進というところで、こちらのほうは多分教育委員会のほうで考えられている内容かと思えます。

20ページになると、生涯学習活動の推進の中の上段のところになると思いますが、関係団体と連携し、指導者、ボランティアの育成を支援することで中学校部活の地域展開基盤づくりを行いますというところ、多分こちらのほうがまちづくり推進課との連携のところになっていると思いますが、部活動の内容に関しては、教育委員会としての関わりというところがすごく強いと思うんですが、こちらの主導権と言うとおかしいんですけども、どういった体制で考えられていくのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） まず、部活動につきましては、地域展開のこともございましたので、まず平日の部活動を充実させていくというところで、あとは、そこで土日、休みの部活動の展開については地域クラブ等々ということで、その部分が町長部局というかまちづくり推進課での推進ということになっておりまして、その円滑なつながりというんですかね、単純なるこの地域クラブ活動であればいいんですが、やはり平日の部活動と密接に連携している部分がございます、その連携の部分をもう少ししっかりと強化

していく必要があるというふうに考えておまして、その件につきましては、今後しっかりと力を入れて、まちづくり推進課とも連携しながら、こちらでも積極的にそのつなぎ部分というんですかね、連携を推進していければなというふうに考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 最後になります。

A3ですか、1枚物のプロジェクトの設置、4ですね、教育施設の推進体制の強化、先ほど地域プロジェクトマネージャーのお話ありましたが、同じところで、今あるプロジェクトマネージャーも公募の形かと思われまます。すみません、記憶間違っていたらすみません。地域おこし協力隊の経験があるという文章があったかと思うんですが、そういった狭い感じでの公募というんですか、こういった条件、条件、条件というのは、付されてくるような公募を行う予定なのかをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） 公募の条件についてお答えいたします。

まず、地域プロジェクトマネージャーは、基本的にはIターンやUターン、そういった方を地域に呼び込んで活動していただくということが前提となりますので、基本的には、今現在町に住んでいない人というのが前提になります。これは地域おこし協力隊でも同じなんですけど、そういった要件が定められておまして、なんですけど、それプラス、既に地域おこしとして町に入ってる人もいいですよ、こういうような要件にしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 話戻ってすみませんけれども、まず小学校の在り方の件なんですけれども、これ前々から一般質問とか各委員会とかその辺で、地域住民との話し合いをするようにということで、何か所かで行ったという回答もいただいているんですけれども、実際、今の時点でどれぐらいの学校とそういう話し合いの場を設けることできていますか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

現時点では、しっかりとしたというか、正式な形で例えば文書を出して、御案内をして、そしてそういう部分についていろいろと意見交換したというようなところは、実際はやれていないというようなところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 前からこれ、そのように言いましたよね。さっきも同僚議員言いましたけれども、とにかく複式学級の子供たちは、6年間複式学級なんですよ。その辺も考えて早く話進めてくと言っていましたよね。それで、やっとこれができたからこれから動くじゃなくて、もうそれ先に動いてくれて言っていましたよね。

実際、当時の一般質問の回答で、どこどこでやっていますという回答もらいましたけれども、親に聞くと、やっていません、聞いていませんという話ばかりなんですよ。全然進んでいないような現状ということでよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） 具体的なそういう動きということでは行っていないというところで、基礎資料等々の収集とか、そういう部分に今のところはまだとどまっているというような状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） とにかく同僚議員からも話ありましたとおり、とにかく地域との話し合いを大切に、スピードを持って取り組んでもらわないと困りますので、お願いします。

次に、続けてよろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、こちらのほうの2ページのほうにあります学校に登校しない児童数の増加ということなんですけれども、ここ数年いろいろ教育委員会のほうで取組のほうを変えまして、不登校対策やってきていると思います。そういった中で数字が実際増えています。それで、今後の取組のほう、先ほど同僚議員からも話ありましたけれども、特別即効性のあるもの、効果のあるものというのが、具体的なものがあまり上がっていないのかなと思うんですけれども、これについてはどのような考えを持って取り組んでいるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 御質問にお答えいたします。

不登校の増加、私たちも懸念しているところだし、喫緊の課題だと思っております。

実は、ここら辺は県教委の動向も見ているところですが、県教委は全県的に調査して、即効性のある事業をやっぱり県教委も打ち出して、そして私たちもその力を借りながら事業を展開しているというところで、県教委も即効性のあるものというのはなかなか見だしにくいところで、できるだけバランスよく事業を展開して、要するに、こういう方法もあります、こういう方法もあります、こういう方法もありますということで、いろんな方法を保護者と学校に選んでもらいながら、合うものを探しているという状況でございます。

もちろん本町でも、そういうところでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、はなみずき教室、そして、個別の支援の教室等々を展開して、何とか歯止めをかけたいというところがございます。

何にしても、やはり魅力ある学校にならないと子供たちは学校に足が向かないのではないかというのは、学校サイドの考えでございます。そこら辺を丁寧に丁寧に積み上げていかないと、数字的には改善しないのかなというところがございますが、やっぱり数字的に増えているというところは課題に考えておりますので、今後もとにかく改善に向けて努力していきたいという、気持ちだけの話になって申し訳ございません。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 確かに全体的に取り組んで頑張っているというのは認めます。分科会でもいろいろ審査させてもらっていますので、新しい取組等やっているのは認めます。

ただ、やっぱり生徒というのは、本当に先生との結びつき、前は不登校の生徒のところへ先生が通って指導していましたよね、それをなくしましたよね、担当教員が行かなくなりましたよね、自宅訪問しなくなりましたね、それからばんばん増えているような気がするんですよ。こういう問題というのは、正直言って一般質問でなかなかやりづらいので、デリケートな問題なので、それでここで言わせてもらいました。そういう先生と生徒の結びつき、もっとしっかりできるような政策をしていってほしいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） 児童生徒に不登校になった場合、やっぱり登校を促す働きかけが逆に負担になってしまうという事例があり、学校が接触を控えた時期もございました。ここからなんですけれども、近頃では、やはりまた寄り添いましょうという流れも出てきており、中学校でも毎日お電話を差し上げたり、あまり行くと負担になるので、何月に1回とか、数回行ったりとかというのを、今、充実させているところがございます。ですので、教師がそういう意味で時間をつくって学校に登校できない子供たちのためにこれからも寄り添っていく接触の機会は増やしていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。関根議員。

○1番（関根浩幸君） すみません、1点お聞きいたします。

先ほどの吉田議員のアンケートの質問にかぶるかもしれませんが、先ほど魅力ある行きたくなる学校づくりの児童生徒対策アンケートのことで、こちら親御さんのほうにはアンケートされているでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会教育長。

○教育長（伊藤克宏君） この魅力ある行きたくなる学校づくりに関する児童アンケートは、児童生徒対象ということでございます。

しかし、保護者に対するアンケートにつきましては、各学校、多分1月、2月あたりにまとめられるように、保護者に対して、学校の教育について、学校の運営計画というか、それごとにアンケートを取りまして、ほぼ電子化ですけれども、それも、学校で保護者の意見も取り入れながら次年度に生かすという形は取らせていただいております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。関根議員。

○1番（関根浩幸君） ありがとうございます。

ちょっと私の勘違いだったかもしれないですけども、全学年、小学校1年生から中学校3年生までのアンケートだったということで、小学校の低学年の子供さんたちも、なかなかアンケート、理解というか、親御さんと一緒に見たりやったほうがいいのかなどという思いがあったものですから、そういう質問をさせていただきました。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） ほかの議員が皆いろいろ、私が質問しようとしたことが皆言われましたので、簡単にですがね、2ページの、さっきも出ていましたけれども、不登校の関係なんです、令和7年度の実数というのは出ているんですか。

というのは、中学校1校になったことによって、どういうその辺の変化ができているのかなということもちょっと知りたいと思ったので、その実数をちょっと聞きたいと思います。

じゃあ、それ今、後で調べていただいて、あと教えていただきたいと思います。

以上でよろしいです。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） まず、不登校のカウントの仕方なんです、病気や家庭の事情ではなしに、年間通じて30日以上出席した場合に不登校というふうには、「欠席」の声あり）欠席した場になります。ですので、7年度はまだ途中なんです、令和8年1月末現在で、小学校で21人、中学校で49人というふうになっております。ですので、あと2か月分の実績でさらにこの数字が増えていくのかなというところです。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員。

○11番（山岸三男君） 4の教育施策の推進体制の強化、いろいろ説明いただきましたけれども、

私ちょっとお尋ねしたいのは、この地域プロジェクトマネージャー、一応、財政措置というか、特別交付税措置で、任用期間おおむね3年以内ということですね。これは教育委員会の中に公募をして、この職員を2名と言いましたかね、1人だけかな、1人だけ。ということは、私が思ったのは、一応、今回のこの取組、一応5年計画ですよね。5年計画のうちで3年間は任用期間で職員さん1人雇って、体制強化の事務事業的な部分を一生懸命やっていただくと。それで、目標値って5年以内、5年間の中で3年そういう強化するための推進、いろいろプロジェクト内容を進めることで3年間、5年計画なので、3年から4年、5年までにどこまでの目標値を考えているのか。単なる組織の強化だけじゃなくて、今ここには小学校・幼稚園・保育所未来構想プロジェクトということで、私がちょっと懸念というか、感じたのは、小学校、最終的には統廃合だと思うんですよね、あと老朽化も含めます。そこに幼稚園、保育所、この3つのやつを3年から5年以内にどのように取りまとめして、目標値としてどの程度まで、中学校もつくるのにおよそ10年近くかかっているんですよね。これ今、少子化で、さっきから出ているように、複式学級にまで今なって、これから先まだ複式学級10年続いたら、小学校もう卒業して中学校まで行っちゃうんですね。そういうことで、最終目標値は、目標値というか、目標年度みたいなものはどの程度まで考えているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤功太郎君） お答えいたします。

小学校の在り方につきましては、先ほどおっしゃられたように、再編も含めたというところはどうしても考えざるを得ないというところもございます。そういう検討を進めるに際して、やはりしっかりと現時点ではまだスケジューリングはしていないという状態でございます、これから、まずは先ほどからお話もごさいますけれども、現在のところなかなか進んでないという実情もごさいますので、令和8年度当初から、まずこのプロジェクトマネージャーの任用期間3年間、ここの部分でしっかりと検討を進めてまいるというところで、なるべく早く十分な検討の上で方向性を出していきたいというふうに思っております、まずはこの3年間を重点的な、集中的に進めていくと。その様子を見ながら、その時点時点でスケジューリングをしながら進めてまいりたいというふうに考えているとごさいます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

以上ということで、では、意見、質問等を終了させていただきたいと思います。

では、教育委員会の皆様、大変ありがとうございました。

これより暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは再開をいたします。

引き続き、説明及び意見を求める事項について行います。

3) 美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業の実施についてに入ります。

それでは、総務課長、説明員の説明をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、先ほどの説明から新たに出席している職員を紹介させていただきます。

子ども家庭課課長の齊藤 眞でございます。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 齊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく子ども家庭課子育て支援係長伊藤智昭でございます。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） よろしく申し上げます。

副町長が出席しております。

先ほど来、いろいろ質疑等ございますが、細目ではなく総括的な質問、またはそのほかの部分に関しましては一般質問等で行っていただければと思っておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

では、説明のほどお願い申し上げます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 改めまして、子ども家庭課長の齊藤です。よろしくお願いいたします。

先ほど町長より御説明申し上げましたが、本日、議会全員協議会で御説明いたしますのは、令和8年度からの実施を目指しております美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業でございます。

本事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、所得状況に左右されない教育・保育環境を確保することで、子供の健やかな成長及び子育て環境の充実を図り、もって定住促進につなげることを目的としております。

小学校につきましては、給食の完全無償化、幼稚園・保育所等におきましては、上限額を設けての給食の無償化を行うものでございます。

その内容につきまして議員皆様に御説明させていただきます。

それでは、資料の内容説明につきまして、子ども家庭課子育て支援係長の伊藤から及び教育総務課総務係長の森からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 改めまして、伊藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業について資料に沿って御説明させていただきます。（「着座にて説明をお願いします」の声あり）

着座にて失礼いたします。

事業の目的といたしましては、幼稚園・保育所等及び小学校における給食を無償化することによりまして、子育て世帯の経済的負担を軽減し、所得状況に左右されない教育・保育環境を確保することで、子供の健やかな成長及び子育て環境の充実を図り、もって定住促進につなげることを目的としております。

2番につきまして、事業の概要でございます。

（1）小学校の制度概要につきましては、国における学校給食費の抜本的な負担軽減の取組の基本額の超過分を町が負担をすることで、小学校給食の完全無償化を実施するものとしております。

（2）につきまして、幼稚園・保育所等につきましては、こちらは町独自の取組といたしまして、幼稚園・保育所等における給食費の無償化を実施するものでございます。

そのうち、町立の幼稚園・保育所につきましては、幼稚園における長期休業中の預かり保育と弁当持参の場合を除きまして無償化いたします。こちらは徴収をしないというところでございます。

②につきまして、私立の施設及び、広域入所ですね、町外の施設等、①以外の施設につきましては、町の無償化と同水準が確保されるよう補助金として交付するものでございます。

事業に関する留意点としましては、本取組は町の基本姿勢として恒久的事業として推進はするものの、今後も国の動向を適切に見極める必要があることから、当分の間、規則改正等による特例として対応するものでございます。

事業開始までのスケジュールにつきまして、本日、美里町議会全員協議会で御説明をしております。また、3月には美里町議会の3月会議へ令和8年度当初予算として上程をいたします。また、3月下旬につきまして、補助金交付要綱の制定等を行い、4月1日から事業の開始とし

ております。

続きまして、A3判の資料を御覧ください。

本事業の趣旨につきましては、第2次美里町総合計画第3期基本計画等に掲げまして、子どもが健やかに育ち、子育て世帯が笑顔あふれ安心して暮らし続けられる環境づくりを重要な施策として位置づけております。こちらの一環として、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることで、心わきたつ子育て環境の実現に資するものでございます。

目的につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、3-1小学校の制度概要につきましては、森係長から御説明させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） 3-1小学校の制度概要についてでございます。

報道等でされておりますとおり、小学校の給食無償化は、国において全国的に進められている取組でございます。その手法といたしましては、国から一定の基準額が県を經由して自治体に交付され、そのお金をもって給食を無償化するというものでございまして、実際にはそれ以上の食材費がかかっておりますので、完全な無償化にはならないという状況でございます。

この超過分につきましては、そのまま保護者から徴収するか、あるいは市町村で負担して完全に無償化するかを自治体の判断に委ねられているところでございます。

本町におきましては、この超過分を町で負担することにより、完全無償化を実施するところでございます。

事業の対象なんですけど、町内6小学校の児童全てでございます。なお、教職員は対象外となります。

国の基準額は1人当たり年額で5万7,200円という基準額が示されております。本町におきましては、1食当たり360円で実施してございまして、実際には年間で1人当たり6万8,040円がかかるということで、1万840円がオーバーするんですが、この部分を町で負担して無償化を実施いたします。

なお、なお令和8年度につきましては、この超過分を物価高騰対策重点交付金を充当することを予定しております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） それでは、続きまして3-2から御説明させて

いただきます。

幼稚園・保育所等の制度概要につきまして、幼稚園の相当年齢、幼稚園・保育所の在籍の子供につきましては、国におきまして子ども・子育て支援法に基づき幼児教育保育の無償化が進められているところでございますが、ただ、給食費につきましては無償化の対象外となりまして、保護者の負担となっております。こちらの給食費につきまして、町独自の取組として、給食費の無償化を実施するものでございます。

先ほども御説明させていただきましたが、町立幼稚園・保育所につきましては、基本的には給食費は徴収しないということで計画をしております。

また（２）上記以外の幼稚園・保育所につきましては、町の無償化と同水準が確保されるようということで、町の公立保育所での給食費が一月当たり6,000円ですので、こちらの額を補助すると、上限として補助するというものでございます。

また、対象につきましては、町内に住所を有する子供を想定しておりまして、他市町に居住していて町内の施設を利用しているお子様につきましては、こちらの補助の対象外ということで、給食費は施設で徴収をするところの整理で想定しております。

続きまして、４、支給イメージでございます。

こちらはあくまで、先ほど（２）上記以外の、公立以外の幼稚園・保育所等の御説明になります。

大崎市の公立保育施設につきまして、給食費は月5,430円の徴収を行っているところでございます。こちらで一般世帯の方ですと、通常どおり5,430円を毎月支払う形になるんですけども、こちらにつきまして、上限以内ということですので、5,430円を町から補助するというところでございます。

続きまして、表の右側、低所得世帯、こちらは副食費徴収免除加算ということで、施設に支払う給付費の中で給食費がある程度補填されている世帯でございます。低所得世帯の基準としましては、おおむね世帯年収が360万円未満となっております。

表につきまして、5,430円が全額とした場合、施設型給付費により公費負担4,900円が入ります。ただ、こちらは副食費に対して4,900円が入るということで、主食費の部分5,300円、こちらは依然保護者負担となっております。すみません、530円につきましては、依然保護者負担となっております。

今回の無償化の補助金につきましては、この保護者が負担している530円につきまして町から補助するという方法でございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

こちらにつきましては、施設が徴収している給食費が6,000円の基準額を超えている場合の御説明でございます。

一般世帯につきましては、想定 of 施設が食と森のこども園美里、こちらが令和8年度で給食費8,000円を予定しているというところで、こちらでの御説明となります。

8,000円施設で徴収している分、町の補助上限である6,000円につきまして補助を行い、残りの2,000円につきましては保護者から徴収することができると、徴収するということで整理をしたいと考えてございます。

右側の低所得世帯につきましても、町から補助する金額につきましては、あくまで保護者が負担する金額、こちらの赤く色づけされている箇所、こちらの金額について補助を行い、保護者の手出しがなくなるように制度の設計をしまいたいと考えております。

続きまして、5の事業費につきましては、小学校ですとか公立幼稚園、公立保育所、私立幼稚園と、こちらは予算の款項目が異なり、そちらの施設区分によりまして無償化の対象経費などを記載しておりますので御覧ください。

6、予算措置につきましても、予算科目ごとにこちら記載をしております。

7のその他につきましては、令和8年4月の在籍者の見込み数として、各施設の在籍予定者数のほうを記載してございます。こちらはあくまでも町内の公立施設ではなく、町内の私立施設または町外の施設の在籍者数ということで106人を想定してございます。

欄外、米印になりますけれども、こちらは先ほどの資料でも御説明させていただきましたとおり、こちらはあくまで恒久事業として推進はするものの、今後も国の動向を適切に見極める必要があることなどから、当面の間、規則改正などによって特例として対応をまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

ただいま御説明をいただきました。皆様のほうから御意見、質問等ございましたら。柳田議員。マイクお願いします。

○6番（柳田政喜君） 数点あります。

まず1点目、この事業名なんですけれども、心わきたつ子ども給食費化支援事業って、心わきたつ要ります。町の部分で心わきたつって使っているの分かるんですけれども、子ども給食費無償化と喜んでいるみたいな感じで、すごく卑しく感じるんですけれども、これはないほうがいいんじゃないですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 御指摘いただいたとおりでなと感じてございます。恰好をつけて、つけてしまいましたが、見直しをしてみたいです。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 次に、今回、給食費は無償化になるということで、前々からセットで私お話ししてはいますが、入院している子供の入院食に関しては、給食費の賄い材料費は親負担であるということで、そちらのほうは負担にしていたよね。当然これは、給食費が無償化になるのであれば、その入院食についても無償化になるという、これ前からセットでお願いしていたんですけれども、分かりますよね。それは当然なりますよね。

○議長（鈴木宏通君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 眞君） 病院等への長期入院というような形で……。今、在籍している子供については、3歳から6歳までのお子さんを対象にしているというところでございます。こちらにつきましては、今現在入院している子供さんとかは、こちらのほう確認してございませんで、そちらのほうはちょっと考えていなかったっていうところは実情でございませんで。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） とにかく子ども医療費無償化の中で、全て入院してる場合の入院食に関しては、給食費は負担してもらっているんだから、負担してもらいましょうということになっていたんで、そこをちゃんとチェックした上で、同じような扱いにしていきたいと思えます。ここでいろいろチェックされても面倒くさいので、時間かかりますので、よろしくお願ひします。

それと、この同じ給食費の中で、炊飯してもらう料金も賄い材料費に入っていましたよね、今まで。その辺に関してはどういう扱いになるんですかね。同じように炊いた御飯を買っているということで、国での基準額だから関係ないですかね。とにかく町で出すという形で、その辺は影響ないということでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） 米飯につきましては、確かにおっしゃるとおり、炊飯されたものを納品いただいております、その費用が全部賄い材料費ということで見ております。

この部分につきましては、国のほうでは、その部分は除いてというような指示というか、ものは示されておらずでして、全て補助金の対象になると、こういうところでございませんで。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） 最後に、うちの町は昔から子育ての町ということで、執行部のほうも頑張っていて、議員のほうもいろいろ意見して、結構名が知れてきたところでございます。

今回、この無償化につきましては取り組むのが大分遅かったのかなと思っております。近隣町村が取り組むから取り組むのではなくて、うちの町独自でも先に進んでほしかったと思っております。

今回、小学校までですけどどれも、中学校までも今後考えていっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員。

○11番（山岸三男君） 先ほどの説明で、町外の子供は対象外と、今、説明ありましたね。

例えば、私はまだよく分からないんですけども、美里町から町外の学校に行っている子供も、ほかの町村の対象外という扱いになるのかどうか、その辺を。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） それでは、御説明させていただきます。

美里町内に住んでいらっしゃる美里町外の保育施設ですとか幼稚園に通われている方につきましては、補助金として交付するという事で、補助額と町の基準額6,000円を上限として交付する予定でございます。ですので、町内から美里町外に通っている方についてはこの無償化の対象内、対象になります。（「ならないと聞いたもので」の声あり）

町外に住んで、美里町民でない方が町内の保育施設を利用している場合の形につきましては、美里町民ではないので、補助の対象にはならないという。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。山岸三男議員。

○11番（山岸三男君） そこをお訪ねしたのは、美里町からも、町内に住んでいるけれども町外の保育所とか幼稚園へ行っている、それ町からも補助出していますよね、保育料とかというのは。それも、双方の、そっちの対象にならないと私受け止めたんですけども、その辺。

（「あくまでも住所をもって対象にしていますから」の声あり）住所をもって、美里町内の住所に住んでいて、町外の施設に入っている人は、（「対象になります」の声あり）ならオーケーです。ならないと聞こえたもんだから。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。鈴木恵悦議員。

○4番（鈴木恵悦君） 何点か申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 時間も押していますので、細分ではなく、総論でお願いいたします。

○4番（鈴木恵悦君） まず、国の動向ですけれども、いつから国の動き予定しているか。まだ未定ですか。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それではお答えします。

報道による限りは、令和8年度の4月から小学生を対象に、それぞれの市町村で関わっている給食満額ではなくて、国が決めた金額で国から給付するということを話しています。

それから、中学校については、現在のところ報道はされていません。

それで、ちょっと付け足しておきますけれども、幼稚園以下については、国は一切行っておりませんので、町単独で子育て支援策として行うものでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 8年度からということですので、足並みをそろえたということによろしいですね。つなぎということではないということですよ。

それから、美里町の実態、実情、中学校は関係ないんですけれども、小学校、特に幼稚園、保育所、弁当持参というのはなかったでしたっけ。ここを確認したいんですけれども。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 幼稚園、保育所、小学校ともに、町内におきましては、定期的に年に数回、弁当持参の日がございます。ただ、1年間を通して弁当持参という施設はございません。

今回の無償化につきましては、そちらの弁当持参のところに対しての補填は行わないという想定でございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） 再度確認ですけれども、保育所もどこもないと、弁当持参はないと。今お話あったように年数回程度ということによろしいんですね。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 鈴木議員。

○4番（鈴木恵悦君） もう1点だけ、すみません。

4の支援イメージの（1）の月8,000円のところなんですけれども、これは無償化後、保護者2,000円負担あると、そうですよね。これ不公平感はないですか。全部無償化という表現でした場合。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきまして、無償化といいますと、上限を設けての無償化というちょっと難しいところではあるんですがございますけれども、ただ上限をなく全てを無償化としてしまいますと、その園の特色によりまして食材料費をどんどんいいものを使うですとかそういったもので上限がなくなってしまうというところがございますので、あくまでも公立保育所での給食費6,000円を上限として無償化をするというところで考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） あと、一般質問なりいろいろと分科会審査なりしていただければいいかなと思っております。

ほかに。簡潔にお願いいたします。伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 簡潔に話しているつもりなのですが。2点お願いします。

まず、事業の概要の幼稚園・保育所等に関して、町独自の取組に至った経緯として、定住化促進につなげることを目的とするとありましたので、近隣町村、県内の状況、幼稚園・保育所等、県内全部やっていたらなかなか移住定住にも続かないのかなと思いましたので、どういった状況なのか、至った経緯、お願いいたします。まずお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

県内の無償化の状況全てを把握しているわけではございません。申し訳ございませんが、県内で把握している中で実施しておりますのが、気仙沼市、栗原市、大郷町というところで確認をしております。ただ、無償化の内容ですとか、対象につきましては、各市町村によってばらつきがあるというところで確認しております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） 2点目になります。

町の基準額のほうですね、国の基準だと5,200円上限という形で、町のほうが6,000円という上限額になっています。こちらのほうをどのような形で定めたのかお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

小学校の基準額につきましては、国から示されている基準額でございます。

町の、こちら6,000円の基準、こちらが保育所の給食費に当たる金額ではございます。

こちら、小学校ですとか幼稚園につきましては、土曜日を利用しない、基本的に月20日とい

うところで計算になるんですけども、保育所であれば、土曜日も含めた25日というところで、保育所の給食費のほうが日額計算としては若干高くなるというところの計算で算出してございます。

○議長（鈴木宏通君） では、以上ということによろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、3番の、これこのまま言っているのかな、美里町心わきたつ子ども給食無償化支援事業の実施についての説明は以上といたします。

では、説明員の交代をお願いいたします。

すみません、議員の皆様ご連絡というか、もう一つは、午前中に、12時過ぎてもちよっと行きますけれども、4番の町営の二郷の部分の住宅建替事業の見直しについて、5、6、7番の3事業についての説明は午後からとなりますが、それによろしいですか。（「はい」の声あり）

副町長からちょっと訂正の説明をいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○副町長（須田政好君） 先ほど給食費の無償化の案件で、柳田議員から名称の件で訂正を行うと申しましたが、実は、今日配付する全ての資料にそのような名称で、予算書、実施計画書のほうに記されてございます。令和9年度からでの訂正ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。訂正させていただきます、事業名。

○議長（鈴木宏通君） すみません、今の説明で、事業の訂正は令和9年度以降だということで、承認していただいてよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、説明員も参りましたので、続いて、参りたいと思ひます。

次に、4）町営二郷第一住宅建替事業の見直しについてに入ります。

では、説明員の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。

防災管財課課長、阿部伸二でございます。

○防災管財課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく防災管財課課長補佐、櫻井紳司でございます。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） 櫻井です。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 防災管財課町営住宅係長、二郷浩和でございます。

○防災管財課町営住宅係長（二郷浩和君） 二郷です。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速、説明のほうよろしくお願ひいたします。防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 防災管財課の阿部と申します。

本日は議長のお取り計らいにより全員協議会を開催していただき、厚くお礼申し上げます。

町営二郷第一住宅建替事業の見直しにつきまして、資料を基に説明させていただきます。

1、経緯でございますが、令和3年度に策定いたしました美里町公営住宅長寿命化計画などに基づき、町営二郷第一住宅の建替事業を計画してまいりました。今年度も当初予算で敷地整備費を含む基本設計及び実施設計等の費用を計上し、年度当初より進めてまいりましたが、補助制度の不確実性や建設コストの上昇等により、計画策定時から事業環境が大きく変化したため、一度立ち止まって事業内容を整理し、建替事業の見直しを行うという判断に至りました。

2の見直しに至った主な原因でございますが、(1)社会資本整備総合交付金の配分率が低く、今年度、7年度につきましては要望額に対し65%の配当でございました。財政負担が不透明であること、(2)建築資材価格、労務費の高騰による事業費の増加が見込まれることが主な要因となっております。

3のこれまでの経過でございますが、事業規模縮小による費用圧縮や建て替え以外の整備手法を検討してまいりましたが、持続性、実現可能性の面で決め手に欠けるような状態でございます。

事業内容を精査しながら最善の方法を整理するという期間に、まずは7年度はしたいと思い、いろいろ調整をしてまいりました。

今年度、国のほうからも65%でございますが配分されました交付金、額で言いますと5,330万円なんですけれども、こちらの交付金につきましては、今のところ中学校の解体事業のほうに全て充当するという予定で考えてございます。

4の今後の対応でございますが、町営住宅事業の持続性、こちらを確保するため、実現可能性の高い整備手法へ方針整理を継続して行い、令和8年度に予定している美里町町営住宅長寿命化計画の改定に合わせて、事業方針を明確化していきたいと考えてございます。

以上で町営二郷第一住宅建替事業の見直しについて御説明させていただきました。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見、質疑等ありますか。柳田議員。

○6番（柳田政喜君） こちらのほういろいろ検討したということなんですけれども、民間の力を借りるということは検討したでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 二郷係長。

○防災管財課町営住宅係長（二郷浩和君） 柳田議員の御質問にお答えいたします。

当初より民間の活力、力を活用したいということを考えておきまして、今回の見直しに当たっても、複数社のほうから参考見積りですとか、事業に関しての意見、意見というか御提案等いただいた上で、今もなお検討を進めているというような状況でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○6番（柳田政喜君） よくある民間の手法で、土地を町が用意して、建物を民間で建ててもらって、10何年とか20年とかそれを経過した後に、それを最終的に民間のほうに譲渡するという、土地、建物込みで、土地をですね、そういうような手法で無償で建ててもらって使わせてもらっているケースもあるんですけれども、そういうのを検討しましたか。

○議長（鈴木宏通君） 二郷係長。

○防災管財課町営住宅係長（二郷浩和君） 質問にお答えいたします。

柳田議員さんの御指摘があったとおり、借り上げ手法という形で、こちらその手法を整理しているんですけれども、そちらの手法も検討して、その内容で事業者のほうにもヒアリングしているような状態でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） 私からは何点があるんですけれども、取りあえずこの経過については、関係地域の住民の方々の説明はやっているんですかね。私の耳にしたところによりますと、去年の今頃でしたかね、たしか住民の方々に、この建設計画の説明会をやったということをちょっと、説明会じゃないんですけれども、総会の席で担当課から行って説明をしたということを知ったんですよね。だから、1年たったならそれパーなのかという話もあって、それでは詐欺でないかという話も今、聞こえてきています。

だから、その辺で、計画変更したことについての、その説明はどうするんですか。

○議長（鈴木宏通君） 二郷係長。

○防災管財課町営住宅係長（二郷浩和君） 質問にお答えいたします。

昨年度、二郷住宅の、総会の席に出席して建替事業の想定しているスケジュールについて御説明してきております。

ただ、その後こういう想定外の要因という部分が発生して、そちらの調整を重ねてきていたのがこれまでの現状です。

住民の方への説明に関しましては、全員協議会での説明後、3月に開催したいというふうには考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） だから、要は去年の時点、1年前に、具体的に設計の段階までできて、そして、予算のこともお話しされていると思うんですよね。それがね、今さら、状況が変わったということは、これ無責任な話だと思うんですよ。だから、今回の美里町の南郷地域の地域維持発展計画の中にも若干触れた項目があるようですけども、そういうやり方の中で、調整できたんじゃないのかなと思うんですがね。

それで、総事業費として予定したのは総額幾らになっているんですか。

○議長（鈴木宏通君） 二郷係長。

○防災管財課町営住宅係長（二郷浩和君） 当初、総事業費として見込んでおりましたのが11億4,000万円となっております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） 11億4,000万円を、ただそれはもう既に前の議会でも何回か話をされている話で、それでやるという話で進んできてるはずなんですよね。それが、また物価が上がったとかなんとかという理由は成り立たないと思うんだ、これ。だから、そうなると、さっき柳田議員からも言われたように、手法は別な方法もあるんじゃないかと。言ってみれば、民間活力を利用した、民間に建ててもらって、そして、あとは負担を少しずつ払っていくというやり方、それ丸抱えで町がやる必要はないというような方法もあると思うのでね。この前も、課長さんとお話ししたことがあって、その辺の検討はかなり進められていたと聞いたんですが、その辺はどの程度進んだんですかね。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） お答えします。

今、赤坂議員からお話がありましたように、まず説明を行った3月の内容を踏まえて、今回、今月の3月には改めて住民の皆さんには丁寧に説明をしていきたいと、そのように考えてございます。

それで、これからの今後の方向性でございますが、議員がお話しされたとおり、様々な手法を今現在検討しているところです。これまでの公営住宅の建て方というのは、半分が国から補助金に来て、残り半分は起債を打って、その起債の償還に家賃を充てるという形で行ってきたんですが、国のほうの補助金が、これまではほぼ100%よこしてきたのが、65%、今回は設計費だけですが、65%まで下げてよこしましたので、今後の本体工事も、本当に65%、50%のレベルになった場合、町の負担がすごく大きいことと、それを全て家賃に転嫁した場合は、相当な家賃に、一般の賃借の家賃になってしまうということで、公営住宅の機能を失ってしまうと

ということで、もう少し事業費を下げながら、そして町の負担も抑えながら、当然、今住んでる方々の家賃を急激に高騰することなく、どのような形で町営住宅を、今回は二郷住宅でございますけれども、今後、小牛田地域にもたくさん建て替えしなければいけない公営住宅も控えておりますので、町の方向性を、もう少し時間いただきながら待つていただくと。二郷住宅の建て替えについては、やめたわけではなくて、この問題を放置する考えはございませんので、もう少し時間をいただきたいというところで説明を丁寧にさせていただきたい、そのように考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） 私だけ時間取るわけにいきませんので、続きは一般質問でさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。ありませんか。（「なし」の声あり）

では、以上ということで、説明を終了させていただきたいと思います。

では、説明員の方、大変御苦労さまでございました。

委員の皆様には申し上げますが、午後から、この続き、5)番から3項目については、午後1時15分より始めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げて、休憩にいたします。

では、よろしくお願ひします。

午前 1 1 時 5 3 分 休憩

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（鈴木宏通君） それでは、全員協議会を再開いたします。

午前に引き続き会議を行います。

議員全員出席でございます。

それでは、5)国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金についてに入ります。

では、総務課長、説明員の紹介お願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介をさせていただきます。

最初に、町民生活課課長の遠藤孝光でございます。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、税務課課長の門馬裕匡でございます。

○税務課長（門間裕匡君） 門間です。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく税務課主幹兼国民健康保険税係長、堀田修一でございます。

○税務課主幹兼国民健康保険税係長（堀田修一君） 堀田です。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、早速、説明のほうお願いいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金について御説明させていただきます。

まずは、横に長い資料1を御覧いただきたいと思います。

まず、1番目でございます。

子ども・子育て支援金制度についてでございますが、子ども・子育て支援金制度につきましては、深刻な少子化とそれに伴う社会保障制度の持続可能性への危機感がございます。政府が全世代で子育てを支える仕組みとして子ども・子育て支援金制度がつけられたものでございます。

着座にて説明させていただきます。

資料にございますとおり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴って、子ども未来戦略に基づき、①から③の強化、それから、拡充についてのことが決まっております。それらを支える財政基盤の確保のため支援金制度が創設されて、令和8年度から令和10年度まで段階的にということになりまして、医療保険料と合わせて徴収するものとなっております。

具体的に、2番目の支援納付金の徴収についてでございますが、これ全体のお話となります。

（1）支援納付金につきましては、政府が支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収するもの。つまり、国が医療保険者から徴収するものが支援納付金となります。

（2）支援金でございます。医療保険者は、当該支援納付金に充てる支援金を被保険者または事業主に対して賦課徴収するもの。つまり、医療保険者が被保険者から徴収するものが支援金となります。

（3）支援金額でございますが、こちらは、それぞれ加入する医療保険、世帯、所得によって異なるものとなっております。

（4）でございます。支援納付金総額のうち、被保険者または事業主が負担する額の目安。全体になります。段階的に上がります。令和8年度におきましては6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円という形で、段階的に上がっていくものでございます。

（5）国民健康保険に係る支援納付金でございますが、こちらにつきましては、国から県に配分され、県から市町村に標準保険料率に基づき分配されるものでございます。

ちなみに、令和8年度に国民健康保険が、美里町の例でございますが、子ども・子育て支援金分として納付、支援納付金といたしましては1,500万円というふうになっております。

3番からは、国民健康保険税条例の一部改正の概要ということで説明させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） では、堀田係長、説明をお願いいたします。

○税務課主幹兼国民健康保険税係長（堀田修一君） 失礼いたしました。

では、引き続きまして、ここからは税務課から説明いたします。

町民生活課長より子ども・子育て支援制度について説明がありましたが、子ども・子育て支援納付金の新設されたことにより、新たに令和8年度から子ども・子育て支援金分として宮城県に約1,500万円の納付金を納めることとなります。これは県から示された標準保険料率に基づいて各市町村に配分された金額となります。そのため、各市町村は、国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金に充てるため、県から標準保険料率として配分された税率を基に、被保険者に対して、子ども・子育て支援金納付金課税額を徴収するため、本町でも保険税率を規定する必要があります。ここが、今、大きい3、真ん中に書いています一部改正の概要の内容となっております。

資料1の裏面を見ていただきたいと思います。

中段、(1)が先ほど説明いたしました県が示した標準保険料率でございます。

美里町では、所得割が0.27%、均等割が1,193円、平等割が760円、18歳以上均等割が71円となっております。

また、応能・応益割につきましては、応能割が48.22%、応益割につきましては51.78%となっております。

この県から示された標準保険料率を基に、町で試算した税率案が下段の(2)となります。特に、応能割・応益割の割合につきましては、低所得者またはそれ以外の被保険者の負担に影響を及ぼすことのないよう、県から示された割合とほぼ同程度で試算しております。

このほか、軽減措置につきましては、18歳未満の均等割の10割軽減、低所得世帯の均等割額及び平等割額の軽減措置などの適用や限度額も設ける予定となっております。

続きまして、資料2を御覧ください。

こちらは令和8年度国民健康保険税算定のイメージとなっております。

これまで基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金、介護納付金に子ども・子育て支援納付金加わった形となっております。

この図でいいますと、右側に子ども・子育て支援納付金、この部分が追加になる形となって

おります。

その下になります、参考となります、下段にこども家庭庁が算定した国民健康保険に係る子ども・子育て支援納付金について、令和8年度につきましては、加入者1人当たりの平均月額支払納付金額として250円となっております。あと、9年、10年にかけては段階的に上がるような形となっております。ですので、年間でその世帯を見ますと、1人当たりの年額になりますけれども、こちらが約3,000円ほどとなっております。

続きまして……、ごめんなさい、250円に12か月を掛けた部分となっております。

また最初の資料1のほうに戻っていただきたいと思います。

最後に、子ども・子育て関係に関するスケジュール並びにその他事項につきましてお話しさせていただきますと思います。

資料の4と5を見ていただきたいと思います。

まず、スケジュールにつきましては、この後、3月の定例会、3月議会のほうに提出する予定となっております。

この法案につきましては、4月1日施行の予定としております。

その下のその他関連事項につきましては、まず制度改正に伴うシステムの改修を4月、5月の予定で行う予定となっております。この予算につきましては、今回、8年度当初予算に計上する予定となっております。

システム改修によって支援金、納付金の課税額が算定できることとなりますので、国保税につきましても7月から、本算定からこの税率のほうをする予定となっております。

あと、その他、改正につきましてもの周知についても、4月みさと広報でしたり、町のホームページを使って周知のほうを図っていきたくと思っています。

私からの説明は以上となります。

○議長（鈴木宏通君） 以上ですね。では、ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見等をいただきたいと思いますが、何かございませんか。（「なし」の声あり）

では、ないようですので、説明は以上ということにしたいと思います。

それでは、説明員の皆様、御苦労さまでございました。

では、遠藤課長はそのままですね。

では、次に、6）農林業系汚染廃棄物（稲わら）の処理についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 紹介させていただきます。

引き続き、町民生活課課長の遠藤孝光でございます。

○町民生活課長（遠藤孝光君） よろしく願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 町民生活課主事の千葉哲也でございます。

○町民生活課主事（千葉哲也君） よろしく願います。

○議長（鈴木宏通君） では、早速説明をお願いいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、農林業系汚染廃棄物（稲わら）の処理について御説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、1番から御説明申し上げます。

1、大崎広域の焼却施設における稲わらの処理の進捗状況についてでございます。

こちらにつきましては、大崎地域、大崎広域の焼却施設で、令和2年度から農林業系汚染廃棄物（稲わら）の焼却処理を行ってきました。令和8年度末で全て終了する予定との見込みでございます。

なお、市町村との調整により、令和7年度及び令和8年度の本町の焼却処理計画量が次に変更となりましたのでお知らせいたします。

下の表の部分でございます。

変更前でございます、全体の保有量でございましたが、201.79トンございました。そして、令和6年度末まで焼却が終了いたしましたのが155.11トン、76.9%終わっております。そして、令和7年度の焼却処理計画量、計画におきましては、30.66トン、15.2%を焼却する予定でございました。この計画どおりいきましたらば、来年度、令和8年度には16.02トンで終了という予定にしていたものでございます。

次に下の変更後の表でございます。

変更点を申し上げます。

令和7年度焼却処理計画量、20.69トンに減っております。こちらにつきましては、1市2町、大崎市、涌谷町、美里町において焼却処理を行っております。令和8年度に1つの町だけが多くなったまま残ったりしないように調整をいたしました。その結果といたしましては、美里町は比較的進んでございましたので、20.69トンに減らして、令和8年度において、大崎市、涌谷町みんな同じ時期に終わるように25.99トンということで調整したものでございます。

次に、大きな2番でございます。大崎広域の焼却施設で処理することのできない稲わらの処

理でございます。

こちらは、環境省が示す方法、法律で定められる方法です。こちらが、放射想定物質濃度基準値8,000ベクレルを下回っていた稲わらでも、大崎広域では、大崎広域の測定方法、別の方法で行っておりますので、そこで処理できないといったものが一部発生しております。こちらにつきましては、処理業者や受入先が決まらない稲わらの処理については、事業当初からの懸案でしたが、先般、処理していただく処理業者と受入先が見つかりましたので、委託契約を締結し、このたび、その業者の所有する処理施設において、全量18.61トンあったんですが、こちらを全て終了したところであります。

一番下のアスタリスク、米印のところでございますが、これまでの経過が書いてございます。これまでの経過、測定方法について書いてございます。

大崎広域の焼却施設で焼却する条件として、環境省の測定方法とは別にロール単位での濃度測定が求められた経過がございます。環境省の測定方法では、放射能濃度が基準値内であっても、ロール単位の測定で8,000ベクレルを超えた稲わらについては大崎広域の焼却施設で焼却することができず、保管農家に残されたままとなっていたということで、これが18.61トンということになります。このたび終了いたしました。

裏面を御覧いただきたいと思います。

経過について御説明申し上げます。

令和7年9月4日、今回の18.61トンの部分の委託料について予算を計上させていただき、議決いただいております。

10月29日、宮城県北部家畜保健衛生所において濃度の測定を行っていただいております。その結果が通知されました。下に表がございます。後ほど御説明いたします。

11月21日、農林業系汚染廃棄物処理業務委託契約を締結いたしました。契約業者名につきましては、非公表とさせていただいております。業者との契約の約束ということで非公表でございます。

11月25日に処理を開始し、今年の1月19日処理を終了したところでございます。

表の1でございます。県北部家畜保健衛生所における測定結果を示させていただいております。単位はベクレルでございます。

保管場所AからEまで5つの保管農家単位で測定をしております。その数字でございます。

AからEまで、8,000ベクレルを下回ったものということになりまして、全ての稲わらについて受入れ可能という形にし、処理されたものでございます。

最後に、今後の予定でございますが、これまで保管していただいていた各農家に対しましては、保管協力金を速やかにお支払いしたいと思っております。3月議会に、補正予算に計上させていただきたいと考えております。また、保管協力金を含めまして今回の処理業務で要した費用につきましては、国及び東京電力に請求してまいります。

以上、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから御意見等ございましたらば、お願いをいたします。ありませんか。佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 大分かかって処理されたということは、非常によかったなと思っているんですけども、1点、今まで各農家で保管しておりました。それで、ハウスとか建てて保管していたんですけども、そのハウスはどのような形になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

ハウスのほうは、県のほうで設置したものでございます。県のほうから各農家さんで使いたいといった場合につきましては、譲渡という形で使用できるようにしているようでございます。また、要らないといった場合には、回収するといった予定になっているようでございます。

○議長（鈴木宏通君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） その場合、放射能とかというのはハウスには残っていないですね。その辺は大丈夫。その辺だけ確認。検査はすると思うんですけども。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

引き続き使用するものにつきましては、県のほうで空間測定を行って、問題ないものと確認して、すみません、測定を町のほうで行いまして、問題ないものとした上で使っていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。山岸三男議員。マイク。

○11番（山岸三男君） 資料の1枚目の表の変更前と変更後、変更後の令和8年度の焼却処理計画量、調整して25.99トン、量的には変更前と比べると増えているんですけども、この調整したというのはどういう内容なのか、どういう調整したのか。要するに、焼却処分を町村で分けたというか、その内容をちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） それでは、25.99トンに令和8年度分が増えたところの調整で
ございます。

こちらは、大崎市、涌谷町と1市2町で話し合いを行いました。令和7年度の最終的な焼却量を
算定いたしまして、最後に残る8年度の焼却量をまず確認しています。そこで、特に多いと
ころについては、進んでいないということでございますので、進んでいる市町村は、若干、令
和7年度控え目にして、令和7年において、ほかの市町村に少し焼却する分を譲って、そして
最後同じぐらいの数字になるように令和8年度で調整したという内容になっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

なしということですので、では、これにて6番の農林業系汚染廃棄物（稲わら）の処理につ
いてを終わりたいと思います。

では、説明の方の、そのままだな。そのままですね、すみません、失礼しました。

続きまして、7）令和7年度空き家等アンケート調査結果についてに入ります。

最初に、町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 大変申し訳ございません。お手元の資料、一部訂正させていた
だきたいと思っておりますので、今から急いで配らせていただきますので、よろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

では、早々に配付をお願いします。

配付漏れありませんね。

それでは、総務課長、同じようなので、そのままよろしいですね。紹介しますか。（「な
しで」の声あり）

では、早速、説明をいただきたいと思っております。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 資料の差し替えさせていただきました。よろしく願いいたし
ます。

では、令和7年度空き家等アンケート調査の結果について御報告をさせていただきます。

着座にて説明させていただきます。

今お配りいたしました資料でございます。

1番の概要から説明いたします。

1、概要。

令和6年度の空き家調査業務で判明した建物を基礎として、令和7年10月1日時点で空き家
と思われる建物を対象にアンケート（19項目）を実施いたしました。

下の（１）番目から、実施期間は令和 7 年11月 1 日から12月 5 日まで。

（２）対象件数は全部で610件、小牛田地域は473、南郷地域137でございました。

（３）の対象建物の用途別内訳につきましては、表のとおりでございます。

一番上の専用住宅が、合計で485となっております。全体の 8 割を占めております。

次に、2 番目、空き家等アンケートの結果でございます。

建物の所有者610件にアンケート用紙を送付いたしました。そのうち43件は宛先不明で返送されてきましたので、実際に送達した件数が567でございます。そのうち418件から回答がございましたので、567のうちの418だと73.7%となります。

この次、アンケートの内容及び結果は、項目がたくさんございます。要点のみ御説明させていただきます。

2 ページ目をお開きください。

まず、問 3 でございます。所有者の連絡先、記載していただいております。

記載のあったもので、①町内が39%ということで、半数以上の方は町外で頻繁に訪れることが困難な状態というふうに予想されます。

次に、問 4、建物の状況でございます。一番多いのが⑥使用していない37.8%となっておりますので、長年にわたり管理していない場合は、その後の活用が困難になってしまっている可能性がございます。

次、問 5、空き家になってから年数で一番多いものは⑤10年以上となっております。37.5%でございますので、空き家の長期化が進んでいる状態でございます。

次に、問 6、空き家になった理由で一番多いのが⑥居住者の死亡37.6%でございます。亡くなった後の利用や相続の問題が進んでいない可能性がございます。

次、問 8、賃貸売却の募集の有無は、④募集していないが58.0%ということで、最も多い数値となっております。

続きまして、3 ページ目でございます。

ここでは問14でございます。建物の今後の予定について答えていただいておりますが、④売却したい、または貸し出したいが31.7%ということで、先ほどの募集をしていないが58%だったんですが、売却などの希望を持っている方が多いということがここで分っております。

そして、4 ページ目でございます。

問15、美里町への要望をお尋ねしております。一番多いのが①の解体補助が欲しい26.6%、次が④賃貸・売却する仲介先の情報が欲しいが18.4%となっております。

最後に、問16、空き家バンクの認知度についてお尋ねしておりますが、③の知らないが52.9%でございました。

そして、問18で空き家バンクの案内を希望しますかといったところでは、42.3%の方が希望すると答えていただいております。

以上を踏まえまして、大きい3番、アンケートの結果から把握した課題と今後の取組についてお話しさせていただきます。

まず、(1) 空き家の長期化と相続問題がございます。

読ませていただきますが、空き家になってから10年以上経過してる物件は37.5%ございます。放置の長期化が進んでいる状態と思われまます。空き家になった理由が居住者の死亡37.6%が突出しておりますので、相続手続がスムーズに行われていない可能性がございます。今後といたしましては、相続発生前後の段階で、所有者や親族が判断できるよう啓発していく必要があると思っております。

次の(2) 売却・賃貸の希望に対する情報が不足してる事が課題と思っております。

今後の予定として、売却・賃貸したいとの回答が31.7%ある一方で、実際には募集していないが58%でございました。また、町には仲介先の情報が欲しいということで、18.4%の方から求められてございます。

今後、専門業者や不動産団体との連携を深めて、所有者と民間市場をつなぐ情報整理が必要な状況と思っております。

そして、(3) 空き家バンクでございます。

町の空き家バンクを知らない方が52.9%、そして42.3%が案内を希望すると回答していただいておりますので、情報を周知してまいりまして、登録数を増加させていきたいという考えがございます。

最後、(4) でございますが、解体に対する経済的負担の数字が多く出ておりました。維持管理の最大の課題が解体費用の負担と13.5%あります。町への要望でも、解体補助が最も多い数字となっております。

また、取り壊すと固定資産税が高くなるといった制度上の懸念もございましたので、今後につきましては、国庫補助制度の活用など解体支援策について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、空き家等アンケート調査の結果について御説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま御説明をいただきました。皆さんのほうから御意見、質問等ありましたらば。伊藤牧世議員。

○5番（伊藤牧世君） 2点お伺いいたします。

初めに、2の空き家等アンケートの結果のところなんですけれども、43件が宛先不明で返送ということになっていました。実施状況の中の合計のところでは45が宛先不明になっています。このところの整合性と、また、宛先が不明ということは、所有者が不明ということになっているのかお伺いします。（「古いほう」の声あり）古いほうか、すみません、大丈夫です。

（「数字が合っていなかったの古いほうの資料を見ていた」の声あり）そうです。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

新しい資料の43件の部分でございます。

つまり登記されてる所有者に送っておりますので、所有者に対して送っているんですけども、今、その所有者宛てに送っても、そこにはお住みにはなっていないんだと思いますが、送り返されてきて、その先が分からないとなっている状況というふうになっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） そちらのほうは追跡というか、何か調査とかできる、できるのかっておかしいですけども、所有者だということを判断することができるのでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） 空き家法という強い法律がございますので、市町村には調査権がございます。登記の所有者が分からないということですので、次には戸籍とかそういったところから調べながら、実際その方が今どうなっているのかといったところは、追跡して調べることができますので、ちょっと時間かかりますけれども、そういったこともしていきます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

次なんですけれども、アンケートのほうの間4のところの建物の状況はというところで、①で住んでいるというのがあって、住んでいたら空き家じゃないような気がしたので、すみません、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

確かに、空き家と思われる建物をまず一旦ピックアップしております。その結果として、

11.5%ほどが住んでいるという答えが出ておりますので、今現在はアンケートの結果、住んでいることが分かりましたので、ここは空き家でないという今回の整理になります。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○5番（伊藤牧世君） そうすると、実施状況のところの、すみません、結局11.5%を引くと、空き家はどれぐらいになるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時51分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開をいたします。

それでは、今の件数について答弁をお願いいたします。町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

先ほど議員から御質問のあった問4の住んでいるの部分につきまして、まず住んでいるの件数のほう45件でございます。それと、空き家の件数、じゃあ何件だといった部分については、問いの1番目に、②に売却または解体済みであるが入って入って、ちょっとこの部分も影響がございます、こちら43件です。問1の売却が43、問4の居住が45でございます。この分を差し引くと522となります。

○議長（鈴木宏通君） ほかに質疑ありませんか。吉田二郎議員。マイクをお願いします。

○9番（吉田二郎君） 1点ちょっとお願いします。

大変すばらしいアンケート調査、近年にないくらいのいろんな出ていたと思いますけれども、最後に4ページ、（4）で解体に対する経済的負担という項目で、一番結びです、今後、国庫補助制度の活用など解体支援策について検討する必要がありますというような文言で締めているんですけれども、具体的には、これ、今後のことですけれども、一番これ空き家になっている人たちの大きな経済的な問題点があると思うんですよ。それちょっとお聞きしておきます。

○議長（鈴木宏通君） 副町長。

○副町長（須田政好君） お答えします。

社会全体の問題に問題化されてきています。それで、周辺の環境美化等も含めまして、迷惑が出ているという部分ございますので、今後このような増え方がいけば、何らかの形で、本来であれば国の施策を待っているんですが、国のほうがまだ個人所有ものに対しては来ておりませんので、町として、仮に、例えば町のほうが皆さんの空き家を、解体を希望するそれぞれの

建物を集約して一括発注で一括で解体するとか、そういったことも今後考えていきたいなと思っています。そして、その中で、個別解体にするその補助であったり、そういうものも含めながら、今後検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○9番（吉田二郎君） 分かりました。そうですね、本来は町、行政が関わるのではなく、本来は持ち主が一番の責任というのはあるわけですよね。それでも隣近所、地域がいろいろと迷惑されているという一番大きな問題があるということだと思います。

分かりました、副町長の意見。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） この整理したやつを、今後どういうふうに考えていくのか。例えば、町内にアンケートの結果が、町内の人も結構いるんだよね。だから、それから定期的に管理しているという人もいるようだし、その辺で住む人がいなくなっているという状態なんだけれども、逆にこれから新しいうちをつくるよりも、それをもう格安で借りて住んでもいいのかなという、そういう人も出てくると思うんだけど、その辺をどう整理していくのかなど。その辺がちよっと気になるころなのね。アンケートしましたよって、これで終わったんでは、あまり意味がないのでね、そこをどう考えているか聞きたいんです。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） お答えいたします。

希望として、売却・賃貸に対しては、進めたいんだけど、なかなか進んでいないというような状況がこのアンケートから見てとれます。そして、また、空き家バンクは実は知らない、そういったようなアンケート結果も出ておりますので、まず、町で行っている空き家バンクへの登録内容につきまして、まず積極的に、ここで悩んでいる方、希望している方にはお送りして、そして相談を、直接つながるような、直接お話をされたい人とは直接相談できるような、そういう形でまちづくり推進課とも連携を取っていく必要があると思っています。

まずは町でやっている空き家バンク、こちらのほうはまずお知らせしていきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） 空き家バンクって、今どれくらい登録者いるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 町民生活課長。

○町民生活課長（遠藤孝光君） ちょっと今、把握しておりませんが、つい先日確かめたところは10件には満たなかったと思います。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○8番（赤坂芳則君） だから、600件を一応アンケート出して、この結果、登録の空き家バンクも知らないという人が多いようだし、だからその辺をもう少し徹底する方策を考えることが一つ大事だと思うのと、やっぱりその中から1件でも何件でもいいから、空き家を減らす方向に力を入れるということは必要だと思うんですよ。これで600件を全部空き家をなくせということは不可能な話なので、1件でも2件でも少しずつ減らす努力を、やっぱりいろいろ策を練る必要はあると思うんですよ。

空き家バンクをもう少し、もうちょっと増やさないとこれ、借手、貸手の関係がうまくバランス取れていかないと思うのでね、その辺も検討してほしいと思います。要望も含めて。

○議長（鈴木宏通君） 要望ということで。ほかに。山岸議員。マイク。

○11番（山岸三男君） アンケートを取って、一定の中身がここで見えてきましたよね。それで、今後の取組ということで、大体このような1から4番までの取組する必要がある、検討する必要がある。これを今現在でも町では、この空き家バンクとか、政策、施策に町で取り組んでいますよね。ただ、その中身が、今言ったようにアンケートに、ここにね、美里町への要望として、④に、賃貸・売却する仲介先（不動産業者など）の情報が欲しい18.4%ある。涌谷町、隣町でも不動産と連携をして、そういうのをこの間、つい2週間前、新聞に載りました。

施策として、そういう、何ていうかな、制度設計みたいなことに取り組まないと、ただ空き家バンクの登録って、私、空き家バンクの登録の申請書持って歩いているんです。あえてそういう人に勧めようとしているんだけど、ただ、空き家バンク登録したからって、その後どうなるのということも、情報としていまいち分からないですよ。要するに、施策の中では、空き家バンク登録した人にはそういう買いたい、借りたい、売りたい、それをちょっと案内するとか、そのレベルですよ。そこまでしないんですしたっけか。そういうことも含めて、もう少し取組の施策にきちんと入れて、今回アンケートでこういう今後の取組出ていますから、これらをもっと具体化していかないと、さっき副町長は一括で解体すると、空き家は必ずしも全部解体してほしいという人ばかりではない。いろんな費用もかかるから、その辺の施策をきちんと入れてほしいと思うんですよ。せっかくのアンケート取って大体見えてきたんですからね。今ある施策をもっと強化するとか、その辺はぜひ進めてほしいと思いますね。

○議長（鈴木宏通君） 要望でよろしいですか。副町長。

○副町長（須田政好君） 涌谷町さんも個別に何か不動産業者と空き家の解消に向けて進んでいるようでございます。本町も2年前でしたか、不動産業組合の皆さんと協定をさせていただき

まして、空き家の解消のほうに取り組んでいるところでございます。今、議員さんからお話がありましたように、今後1件でも減らせるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏通君） では、ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

では、終了としまして、7）令和7年度空き家等アンケート調査の結果についてを終了いたします。

では、執行部の皆さん、大変ありがとうございました。

4番のその他に入ります。

私のほうから3点ほど。

まず、議会だより、広報紙の部分、美里町の広報が県議長会における奨励賞を頂きましたので、まず皆様に御披露いただきまして、表彰状を委員長にお渡ししたいと思ひますので、前に来ていただきたいと思ひます。

賞状

奨励賞

美里町議会殿

貴議会は、第45回宮城県町村議会広報選考会において、当初の成績を収められました。よって、その創意と努力を称え、記念品を贈り、これを賞します。

令和8年2月19日

宮城県町村議会議長会会長 佐藤良一

大変御苦勞さまでございました。

大変、日頃の成果がこういうふうに賞としていただきました。御苦勞さまです。

あと、皆様のお手元に大崎斎苑の平面図というか、今回、4月1日から供用開始されます斎苑の図面を皆様にお渡ししたところで、説明内容は、私たちが説明し切れるものではないので、参考資料ということでお渡しした次第でございます。よろしく御覧いただきたいと思っております。

あと、もう1点ございます。3月会期中に最後の日でございますが、常任委員会の政策提言に関わるテーマ決めを、各常任委員会において決めていただくようお願いを申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

では、事務局よりまた。

○議会事務局主事（佐藤理子君） 私のほうから3点御連絡させていただきます。

まず、1つ目なんですけれども、議員の皆さんの文書箱に災害時議員緊急連絡網を入れました。議員さん皆さんの携帯番号の電話番号入っていますので、ぜひ御活用ください。

2つ目が、宮城県町村議会議長会から月刊地方議会人のあっせんの御連絡が来ております。1部956円で、12か月、1年間購読すると1万1,472円となりますので、もし購読を御希望される方は、3月6日金曜日まで、議会事務局の職員まで声をかけてください。

3点目です、本日16時から新春の集いが開催されます。申込み締切日までに出席報告をされていない方については、出席されるものとして、新春の集いの事務局で席を御用意しているようですので、会費は当日会場でも納められますし、事前に総務課秘書室でも受け付けておりますので、御対応よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） それでは、以上としたいと思いますが、もう1点あるの、局長。

○議会事務局長長（伊藤博人君） すみません、私からは議会3月会議、こちらに関連するスケジュールの確認の御連絡をさせていただきます。

3月3日火曜日、議会3月会議開催されますが、それに伴う一般質問、締切日が来週25日水曜日の午後3時まで、通告書の提出となっておりますのでよろしくお願ひいたします。

今回ちょっと初めての方もいらっしゃると思いますので、ちょっと念のために御連絡させていただきますが、一般質問提出される場合、事前に議会事務局宛てに通告書をメールで送信していただくか、提出の際、こちら来られる際に、通告書をUSB等でデータ保存して、御持参いただくか、どちらかをお願いできたらと思います。

提出後、議会事務局職員及び議長により内容確認をします。その場で字句や質問内容の修正を行い、修正後に正式に受理という形となりますので、お気をつけいただければと思います。

確認作業中、提出される議員さん御本人に確認すること等ありますので、受理までの御同席をお願ひいたします。

なお、どうしても来庁したり同席できないという場合、基本的には来ていただいて、中身確認となるんですが、どうしても出られないという場合、ちょっと事前に御相談いただければと思います。

チェックが終わって受理するまで、それが3時ですので、3時ギリギリに来られても時間過ぎてしまうので、余裕を持ってお越しいただくようによろしくお願ひいたします。

なお、3月会議に関連する議会運営委員会、26日木曜日の9時半から開催予定となっておりますので、関連する委員の皆さんは参集方よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） では、以上で閉会といたします。

閉会の挨拶を副議長からお願いいたします。

○副議長（前原吉宏君） 長時間にわたり皆さん御苦労さまでした。

この後、町のほうの顔合わせ会等あります。また、その後に、今度は議会のほうの新年会がありますので、日程が詰まっていますので、その他の部分、これからあると思いますけれども、検討していただきたいと思います。

どうぞ、今日はありがとうございました。お疲れさまです。

午後2時15分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月20日

美里町議会議長